

# 2023年漁業センサス結果の概要

## (島根県分確定値)

この報告書は、令和6年12月20日に農林水産省が公表した2023年漁業センサス結果の概要(確定値)のうち、内水面漁業地域調査を除く5つの調査の島根県分の主な項目をとりまとめたものです。

本資料の数値は、令和6年9月24日に概数値を公表済であり、その一部の数値について確定値に更新しています。

### 海面漁業

#### ○海面漁業経営体数

島根県の海面漁業の漁業経営体数は1,210経営体で、5年前に比べて366経営体( $\triangle 23.2\%$ )減少した。

[全国は6万5,662経営体で5年前に比べ17.0%減少]

#### ○海面漁業就業者数

漁業就業者数は1,952人で、5年前に比べて567人( $\triangle 22.5\%$ )減少した。

[全国は12万1,389人で5年前に比べ20.0%減少]

### 内水面漁業

#### ○湖沼漁業経営体数

島根県の湖沼漁業経営体数は361経営体で、5年前に比べて40経営体( $\triangle 10.0\%$ )減少した。

[全国は1,654経営体で5年前に比べ14.3%減少]

#### ○湖上作業従事者数

湖上作業従事者数は442人で、5年前に比べて101人( $\triangle 18.6\%$ )減少した。

[全国は2,553人で5年前に比べ20.1%減少]

注：中海は海面漁業に含まれる。

下線部は概数値からの変更(主要項目の島根県分数値は変更なし)

令和7年2月6日

島根県政策企画局統計調査課

## 目 次

<b>調査の概要</b>	1
<b>調査結果の概要</b>	5
1 海面漁業	
(1) 漁業経営体調査	
ア 漁業経営体	5
(ア) 漁業経営体数	5
(イ) 漁業層別漁業経営体数	5
(ウ) 経営組織別漁業経営体数	6
(エ) 市町村別漁業経営体数	7
(オ) 営んだ漁業種類別漁業経営体数	8
(カ) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数	9
イ 労働力	10
(ア) 漁業就業者数	10
(イ) 年齢階層別漁業就業者数	11
ウ 漁業経営の取組	12
(ア) 漁獲・収穫した水産物の輸出	12
(イ) 漁業共済の加入	12
エ 漁船	13
オ 個人経営体	15
(ア) 専兼業別個人経営体数	15
(イ) 後継者がいる経営体階層別漁業経営体数	16
(参考) 調査における推移	17
(2) 海面漁業地域調査	
ア 資源管理・漁場改善の取組	19
(ア) 取組数規模別漁業地区数	19
(イ) 管理内容別取組数	19
(ウ) 管理対象魚種別取組数	20
イ 漁業協同組合が関係する地域活性化の取組	21
(ア) 漁業地区の会合・集会等の開催状況	21
(イ) 地域活性化に係る活動状況	21
(ウ) 他の地域との交流活動及び水産物直売所の取組	22
2 内水面漁業	
(1) 内水面漁業経営体調査	
ア 湖沼漁業経営体	23
(ア) 湖沼漁業経営体数	23
(イ) 営んだ漁業種類別湖沼漁業経営体数	23
(ウ) 漁獲物の販売金額規模別湖沼漁業経営体数	24

イ 湖上作業従事者	25
(ア) 年齢階層別湖上作業従事者数	25
ウ 個人経営体（湖沼漁業）	26
(ア) 専兼業別漁業経営体数	26
(イ) 後継者がいる漁業経営体数	26
エ 養殖業経営体	27
(ア) 養殖業経営体数	27
(イ) 収穫物の販売金額規模別養殖業経営体数	27
(ウ) 営んだ養殖種類別養殖業経営体数	28
オ 養殖業従事者	29
カ 個人経営体（養殖業）	30
(ア) 専兼業別漁業経営体数	30
(イ) 後継者がいる養殖漁業経営体数	30
<b>3 流通加工業</b>	
(1) 魚市場調査	31
(2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査	31
ア 冷凍・冷蔵工場	31
イ 水産加工場	32
(ア) 営んだ加工種類別水産加工場数	32
(イ) 加工種類別生産量	33
(ウ) 水産加工場における従業者数	33

## 統計表

<b>1 海面漁業調査（全県）</b>	
(1) 海面漁業経営体階層別総括表	35
(2) 海面漁業経営体経営組織別総括表	35
(3) 自家漁業のみ・漁業雇われ別・年齢階層別漁業就業者数	39
(4) 専兼業別個人経営体数（経営階層別）	40
(5) 後継者がいる経営体階層別漁業経営体数	41
<b>2 海面漁業調査（市町村）</b>	
(1) 経営組織別・市町村別漁業経営体数	42
(2) 営んだ漁業種類別・市町村別漁業経営体数	43
(3) 漁獲物・収穫物販売金額規模別・市町村別漁業経営体数	47
(4) 自家漁業のみ・漁業雇われ別・年齢階層別・市町村別漁業就業者数	49
(5) 年齢階層別・男女別・市町村別漁業就業者数	51
(6) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別・市町村別隻数	53
(7) 専兼業別・市町村別個人経営体数	55
(8) 後継者の有無別・市町村別経営体数	56
<b>用語等の解説</b>	57

# 調査の概要

## 1 調査の目的

漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査）として、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

## 2 調査の沿革

漁業センサスは、1949 年（昭和 24 年）に始まり、1963 年（昭和 38 年）以降は 5 年ごとに実施しており、これまでに 15 回実施している。

## 3 調査の根拠法令

漁業センサスは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 9 条第 1 項に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査（基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査）として実施しており、これに加え、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 5 条第 2 項第 1 号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づいて実施している。

## 4 調査体系

海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の 3 つの調査で構成される。

調査の種類		調査の系統
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織※－（統計調査員）－調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織※－（統計調査員）－調査対象

※ 地方組織とは、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

## 5 調査の対象

### (1) 海面漁業調査

海面（中海を含む。）に沿う市町村、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項の規定により農林水産大臣が指定した市町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及びこれらの市町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって、農林水産大臣が必要と認める漁業経営体並びに沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合（水産業協同組合法第 18 条第 2 項の内水面組合（以下同じ。）

を除く。) をいう。) を対象とする。

(2) 内水面漁業調査

次の各号に掲げる漁業経営体及び内水面組合を対象とする。

ア 共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体

イ 内水面において養殖の事業を営む漁業経営体

(3) 流通加工調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった魚市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った魚市場、陸上において主機 7.5kW (10 馬力) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物 (のり冷凍網を除く。) を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所 (冷凍・冷蔵工場) 及び販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所 (水産加工場) を対象とする。

なお、この調査の対象となる事業所を代表する者 (報告者) は調査票に掲げる事項について報告することが統計法第 13 条 (報告義務) で義務付けられている。

## 6 抽出方法

(1) 海面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体及び漁業協同組合

(2) 内水面漁業調査

令和 5 年の 11 月 1 日現在の内水面漁業に係る全ての漁業経営体及び内水面組合

(3) 流通加工調査

令和 6 年の 1 月 1 日現在の全ての魚市場並びに水産加工業及び冷凍・冷蔵施設を営む事業所

## 7 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 海面漁業地域調査

(ア) 資源管理・漁場改善の取組

(イ) 会合・集会等の開催状況

(ウ) 活性化の取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

(ア) 組合員数

(イ) 漁場環境

(ウ) 遊漁の状況

(エ) 活性化の取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

(ア) 魚市場の施設及び取扱高

(イ) その他魚市場の現況を把握するために必要な事項

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

(ア) 事業内容

(イ) 従業者数

(ウ) その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

## 8 調査期日

海面漁業調査及び内水面漁業調査は令和5年11月1日現在

(一部の項目については、過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の実績)

流通加工調査は令和6年1月1日現在

(一部の項目については、令和5年11月1日現在又は過去1年間（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の実績)

いずれも5年周期

## 9 調査の方法

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

イ 海面漁業地域調査

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行った。

イ 内水面漁業地域調査

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。

### (3) 流通加工調査

#### ア 魚市場調査

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。

#### イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行った。

## 10 調査の公表

この報告書は、令和6年12月20日に農林水産省が公表した2023年漁業センサス結果の概要（確定値）のうち、内水面漁業地域調査を除く5つの調査の島根県分の主な項目をとりまとめたものである。

## 11 利用上の注意

- (1) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。
- (2) 表章記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

#### (3) 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

#### (4) 消費税の扱い

本調査の販売金額等の金額に関する調査結果には消費税が含まれている。

## 調査結果の概要

### 1 海面漁業

#### (1) 漁業経営体調査

##### ア 漁業経営体

###### (ア) 漁業経営体数

漁業経営体数は 1,210 経営体となり、5 年前に比べ 366 経営体 ( $\triangle 23.2\%$ ) 減少した。 (表 1)

###### (イ) 漁業層別漁業経営体数

漁業経営体数を漁業層別にみると、沿岸漁業層は 1,142 経営体で、5 年前に比べ 358 経営体 ( $\triangle 23.9\%$ ) 減少した。このうち、海面養殖層は 73 経営体、海面養殖層以外の沿岸漁業層は 1,069 経営体で、それぞれ 11 経営体 (17.7%) 増加、369 経営体 ( $\triangle 25.7\%$ ) 減少した。 (表 1)

表1 漁業層別漁業経営体数

区分	平成30年 (経営体)	令和5年 (経営体)	増減数	増減率(%)
計	1,576	1,210	$\triangle 366$	$\triangle 23.2$
沿岸漁業層	1,500	1,142	$\triangle 358$	$\triangle 23.9$
海面養殖層	62	73	11	17.7
上記以外の沿岸漁業層	1,438	1,069	$\triangle 369$	$\triangle 25.7$
中小漁業層	76	68	$\triangle 8$	$\triangle 10.5$
大規模漁業層	—	—	—	nc

(ウ) 経営組織別漁業経営体数

経営組織別に5年前と比較すると、個人経営体は368 経営体 ( $\triangle 24.7\%$ ) の減少となり、1949年(第1次)の調査開始以降、減少が続いている。また団体経営体は91 経営体で、5年前に比べ2 経営体 (2.2%) 増加し、このうち、会社については63 経営体で、5年前に比べ9 経営体 (16.7%) 増加した。(表2、(参考) 図2、表14 (P17))

表2 経営組織別漁業経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
総 数	1,576	100.0	1,210	100.0	$\triangle 366$	$\triangle 23.2$
個人経営体	1,487	94.4	1,119	92.5	$\triangle 368$	$\triangle 24.7$
計	89	5.6	91	7.5	2	2.2
会 社	54	3.4	63	5.2	9	16.7
漁業協同組合	—	—	—	—	—	nc
漁業生産組合	3	0.2	3	0.2	0	0.0
共同経営	31	2.0	23	1.9	$\triangle 8$	$\triangle 25.8$
その他の	1	0.1	2	0.2	1	100.0

(エ) 市町村別漁業経営体数

漁業経営体数を市町村別にみると、松江市が 285 経営体で最も多く、次いで隠岐の島町 226 経営体、大田市 165 経営体の順になっている。5 年前に比べ経営体が増加したのは海士町、減少したのは 9 市町村で、増減なしは江津市であった。

経営体数が大きく減少したのは、松江市が 136 経営体 ( $\triangle 32.3\%$ ) 、隠岐の島町が 69 経営体 ( $\triangle 23.4\%$ ) 、大田市が 50 経営体 ( $\triangle 23.3\%$ ) などであった。（表 3）

表3 市町村別漁業経営体数

市町村	平成30年 (経営体)	令和5年 (経営体)	増 減 数	増減率(%)
島根県	1,576	1,210	△ 366	△ 23.2
松江市	421	285	△ 136	△ 32.3
浜田市	123	96	△ 27	△ 22.0
出雲市	177	160	△ 17	△ 9.6
益田市	80	56	△ 24	△ 30.0
大田市	215	165	△ 50	△ 23.3
安来市	12	10	△ 2	△ 16.7
江津市	28	28	0	0.0
海士町	57	62	5	8.8
西ノ島町	108	80	△ 28	△ 25.9
知夫村	60	42	△ 18	△ 30.0
隠岐の島町	295	226	△ 69	△ 23.4

(オ) 営んだ漁業種類別漁業経営体数

漁業経営体の営んだ漁業種類をみると、「その他の釣」を営んだ漁業経営体が627 経営体で最も多く、次いで「採貝・採藻」が574 経営体、「沿岸いか釣」が435 経営体となっており、5年前に比べそれぞれ 139 経営体 ( $\Delta 18.1\%$ )、166 経営体 ( $\Delta 22.4\%$ )、113 経営体 ( $\Delta 20.6\%$ ) 減少した。(表4)

表4 営んだ漁業種類別漁業経営体数(複数回答)

区分	平成30年 (経営体数)	令和5年 (経営体数)	増減率(%)	区分	平成30年 (経営体数)	令和5年 (経営体数)	増減率(%)	
計(実数)	1,576	1,210	$\Delta 23.2$	小型捕鯨	-	-	nc	
遠洋底びき網	-	-	nc	潜水器漁業	-	-	nc	
底びき網	3	-	-	採貝・採藻	740	574	$\Delta 22.4$	
沖合底びき網1 そうびき	2	3	50.0	その他漁業	162	187	15.4	
沖合底びき網2 そうびき	5	3	$\Delta 40.0$	ぎんざけ養殖	-	-	nc	
小型底びき網	62	71	14.5	ぶり類養殖	-	-	nc	
船びき網	21	24	14.3	まだい養殖	-	-	nc	
まき網	大中型まき網	-	-	ひらめ養殖	-	-	nc	
	1 そうまき遠洋かつお・まぐろ	-	nc	とらふぐ養殖	-	-	nc	
	1 そうまきその他	1	1	くろまぐろ養殖	-	1	nc	
	2 そうまき	-	nc	にじます養殖	...	-	nc	
	中・小型まき網	18	17	$\Delta 5.6$	その他のさけ・ます養殖	...	-	nc
刺網	さけ・ます流し網	-	-	その他の魚類養殖	-	1	nc	
	かじき等流し網	-	-	ほたてがい養殖	-	-	nc	
	その他の刺網	267	165	$\Delta 38.2$	かき類養殖	31	35	12.9
さんま棒受網	-	-	nc	その他の貝類養殖	33	26	$\Delta 21.2$	
大型定置網	19	22	15.8	くるまえび養殖	-	1	nc	
さけ定置網	-	-	nc	ほや類養殖	-	-	nc	
小型定置網	32	30	$\Delta 6.3$	その他の水産動物類養殖	-	-	nc	
その他の網漁業	48	44	$\Delta 8.3$	こんぶ類養殖	-	1	nc	
はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	-	-	わかめ類養殖	52	40	$\Delta 23.1$	
	近海まぐろはえ縄	-	-	のり類養殖	-	-	nc	
	沿岸まぐろはえ縄	-	-	その他の海藻類養殖	1	-	-	
	その他のはえ縄	93	63	$\Delta 32.3$	真珠養殖	-	-	nc
釣	遠洋かつお一本釣	-	-	真珠母貝養殖	-	-	nc	
	近海かつお一本釣	-	-					
	沿岸かつお一本釣	-	-					
	遠洋・近海いか釣	-	-					
	沿岸いか釣	548	435	$\Delta 20.6$				
	ひき縄釣	232	287	23.7				
	その他の釣	766	627	$\Delta 18.1$				

注：1 令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」及び「その他のさけ・ます類」を含んでいる。また、対前回増減率は平成30年値と令和5年値を比較するため、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます類養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

2 令和5年調査において「1 そうまきその他」は「1 そうまき近海かつお・まぐろ」と「1 そうまきその他」を、「遠洋・近海いか釣」は「遠洋いか釣」と「近海いか釣」を統合して調査項目として設定した。また、対前回増減率はそれぞれ平成30年値を合計し算出した。

3 複数回答の項目は、計(実数)と内訳の計は一致しない。

(カ) 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数

漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数をみると、100万円未満の階層が540経営体と最も多く、次いで100万円～500万円の階層が461経営体であった。

増減数をみると、5年前に比べ大きく減少したのは、100万円未満の階層で244経営体(△31.1%)、100万円以上500万円未満の階層で100経営体(△17.8%)であった。(表5)

表5 漁獲物・収穫物の販売金額規模別漁業経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
計	1,576	100.0	1,210	100.0	△ 366	△ 23.2
販売金額なし	13	0.8	19	1.6	6	46.2
100万円未満	784	49.7	540	44.6	△ 244	△ 31.1
100～500万円	561	35.6	461	38.1	△ 100	△ 17.8
500～1,000万円	107	6.8	89	7.4	△ 18	△ 16.8
1,000～2,000万円	24	1.5	16	1.3	△ 8	△ 33.3
2,000～5,000万円	34	2.2	32	2.6	△ 2	△ 5.9
5,000万円～1億円	25	1.6	27	2.2	2	8.0
1～5億円	20	1.3	17	1.4	△ 3	△ 15.0
5～10億円	5	0.3	5	0.4	0	0.0
10億円以上	3	0.2	4	0.3	1	33.3

## イ 労働力

### (ア) 漁業就業者数

漁業就業者数は、1,952人となり、5年前に比べ567人(△22.5%)減少した。

これを自営・雇われ別にみると、自家漁業のみに従事した者は1,030人、漁業従事役員は121人、雇われて漁業に従事した者は801人となっており、5年前に比べそれぞれ362人(△26.0%)、54人(△30.9%)、151人(△15.9%)減少した。(表6、(参考)図3(P18))

表6 漁業就業者数

区分	平成30年(人)	令和5年(人)	増減数	増減率(%)
漁業就業者数	2,519	1,952	△ 567	△ 22.5
自家漁業のみに従事	1,392	1,030	△ 362	△ 26.0
漁業従事役員	175	121	△ 54	△ 30.9
漁業雇われ	952	801	△ 151	△ 15.9

#### (1) 年齢階層別漁業就業者数

年齢階層別にみると、「75歳以上」が406人で最も多く、次いで「70～74歳」272人、「65～69歳」235人であった。

5年前に比べ増加したのは、「40～44歳」が18人(13.2%)、「25～29歳」が6人(8.3%)、「45～49歳」が4人(3.3%)などの4階層であった。

一方、減少したのは、「65～69歳」が184人(△43.9%)、「60～64歳」が171人(△57.4%)、「70～74歳」が100人(△26.9%)などの9階層であった。(図1、表7)

図1 年齢階層別漁業就業者数

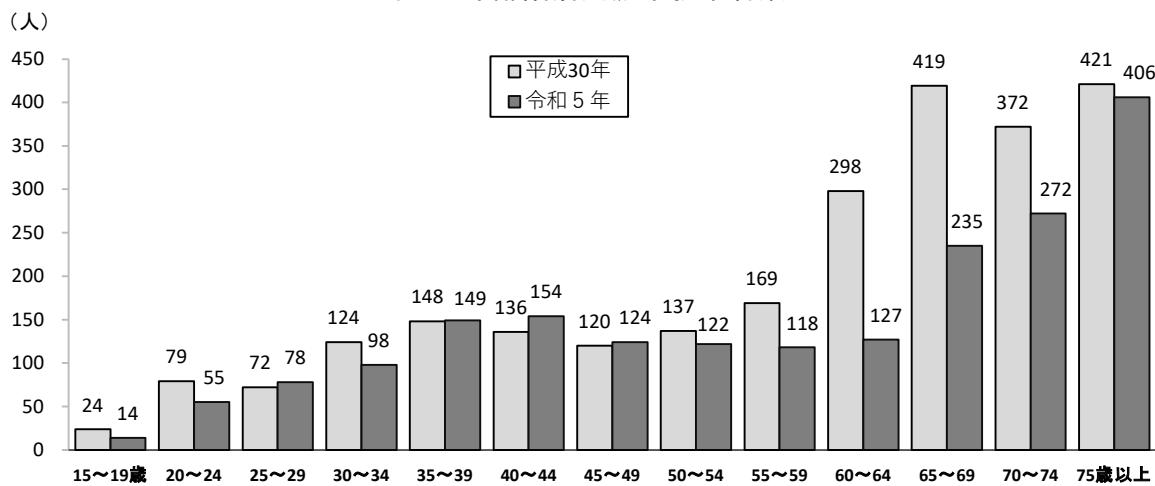


表7 年齢階層別漁業就業者数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	漁業就業者数	構成比(%)	漁業就業者数	構成比(%)		
計	2,519	100.0	1,952	100.0	△ 567	△ 22.5
15～19歳	24	1.0	14	0.7	△ 10	△ 41.7
20～24歳	79	3.1	55	2.8	△ 24	△ 30.4
25～29歳	72	2.9	78	4.0	6	8.3
30～34歳	124	4.9	98	5.0	△ 26	△ 21.0
35～39歳	148	5.9	149	7.6	1	0.7
40～44歳	136	5.4	154	7.9	18	13.2
45～49歳	120	4.8	124	6.4	4	3.3
50～54歳	137	5.4	122	6.3	△ 15	△ 10.9
55～59歳	169	6.7	118	6.0	△ 51	△ 30.2
60～64歳	298	11.8	127	6.5	△ 171	△ 57.4
65～69歳	419	16.6	235	12.0	△ 184	△ 43.9
70～74歳	372	14.8	272	13.9	△ 100	△ 26.9
75歳以上	421	16.7	406	20.8	△ 15	△ 3.6

## ウ 漁業経営の取組

### (ア) 漁獲・収穫した水産物の輸出

海外向けに出荷（輸出）した漁業経営体は5経営体で、全体の0.4%となっている。

このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額又は数量を把握している漁業経営体はなかつた。（表8）

**表8 漁獲・収穫した水産物の輸出の取組状況（複数回答）**

区分	計	海外向けに出荷（輸出）している（複数回答）			海外向けに出荷（輸出）していない
		小計（実数）	販売金額又は数量を把握している	販売金額・数量を把握していない	
経営体数	1,210	5	—	5	1,205
割合（%）	100.0	0.4	—	0.4	99.6

### (イ) 漁業共済の加入

漁業共済に加入している漁業経営体は461経営体となっている。

このうち、積立ぶらすに加入している漁業経営体は387経営体（32.0%）となっている。（表9）

**表9 漁業共済の加入状況**

区分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に加入していない
		小計	積立ぶらすに加入している	積立ぶらすに加入していない	
経営体数	1,210	461	387	74	749
割合（%）	100.0	38.1	32.0	6.1	61.9

## エ 漁 船

漁業経営体が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は、1,660隻で、5年前に比べ571隻(△25.6%)減少した。

そのなかでも隻数が大きく減少したのは、船外機付漁船で245隻(△25.6%)減、動力漁船の3~5トンで109隻(△26.9%)であった。(表10、(参考)図4(P18))

また、動力漁船937隻を販売金額1位の漁業種類別にみると、釣が452隻と最も多く、次いで採貝・採藻が114隻、まき網が75隻となっている。(表11)

表10 漁船種類別隻数・トン数別隻数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	隻数	構成比(%)	隻数	構成比(%)		
漁船総隻数	2,231	100.0	1,660	100.0	△571	△25.6
無動力漁船	17	0.8	12	0.7	△5	△29.4
船外機付漁船	956	42.9	711	42.8	△245	△25.6
1トン未満	147	6.6	77	4.6	△70	△47.6
1~3	411	18.4	307	18.5	△104	△25.3
3~5	405	18.2	296	17.8	△109	△26.9
5~10	135	6.0	102	6.1	△33	△24.4
10~20	131	5.9	129	7.8	△2	△1.5
20~30	-	-	-	-	-	nc
30~50	-	-	1	0.1	1	nc
50~100	14	0.6	9	0.5	△5	△35.7
100~150	3	0.1	6	0.4	3	100.0
150~200	5	0.2	2	0.1	△3	△60.0
200~350	7	0.3	8	0.5	1	14.3
350~500	-	-	-	-	-	nc
500~1,000	-	-	-	-	-	nc
1,000~3,000	-	-	-	-	-	nc
3,000トン以上	-	-	-	-	-	nc

表11 漁船種類別・販売金額1位の漁業種類別漁船隻数

区分	平成30年(隻)	令和5年(隻)	増減数	増減率(%)
計(漁船種類別)	2,231	1,660	△ 571	△ 25.6
無動力漁船	17	12	△ 5	△ 29.4
船外機付漁船	956	711	△ 245	△ 25.6
動力漁船	1,258	937	△ 321	△ 25.5
小計(販売金額1位の漁業種類別)	1,258	937	△ 321	△ 25.5
底ひき網	66	53	△ 13	△ 19.7
船びき網	16	23	7	43.8
まき網	84	75	△ 9	△ 10.7
刺網	80	48	△ 32	△ 40.0
さんま棒受網	—	—	—	nc
大型定置網	53	35	△ 18	△ 34.0
さけ定置網	—	—	—	nc
小型定置網	22	22	0	0.0
その他の網漁業	11	17	6	54.5
はえ縄	41	28	△ 13	△ 31.7
釣	636	452	△ 184	△ 28.9
小型捕鯨	—	—	—	nc
潜水器漁業	—	—	—	nc
採貝・採藻	163	114	△ 49	△ 30.1
その他の漁業	34	36	2	5.9
海面養殖	52	34	△ 18	△ 34.6
ぎんざけ養殖	—	—	—	nc
ぶり類養殖	—	—	—	nc
まだい養殖	—	—	—	nc
ひらめ養殖	—	—	—	nc
とらふぐ養殖	—	—	—	nc
くろまぐろ養殖	—	3	3	nc
にじます養殖	...	—	nc	nc
その他のさけ・ます養殖	...	—	nc	nc
その他の魚類養殖	—	—	—	nc
ほたてがい養殖	—	—	—	nc
かき類養殖	27	20	△ 7	△ 25.9
その他の貝類養殖	7	4	△ 3	△ 42.9
くるまえび養殖	—	—	—	nc
ほや類養殖	—	—	—	nc
その他の水産動物類養殖	—	—	—	nc
こんぶ類養殖	—	—	—	nc
わかめ類養殖	18	7	△ 11	△ 61.1
のり類養殖	—	—	—	nc
その他の海藻類養殖	—	—	—	nc
真珠養殖	—	—	—	nc
真珠母貝養殖	—	—	—	nc

## 才 個人経営体

### (ア) 専兼業別個人経営体数

漁業経営体のうち個人経営体（1,119 経営体）を専兼業別にみると、専業は 565 経営体、兼業のうち第 1 種兼業は 219 経営体、第 2 種兼業は 335 経営体で、5 年前に比べそれぞれ 94 経営体（△14.3%）、117 経営体（△34.8%）、157 経営体（△31.9%）減少した。（表 12）

表12 専兼業別個人経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
計	1,487	100.0	1,119	100.0	△ 368	△ 24.7
専業	659	44.3	565	50.5	△ 94	△ 14.3
兼業	336	22.6	219	19.6	△ 117	△ 34.8
	492	33.1	335	29.9	△ 157	△ 31.9

(イ) 後継者がいる経営体階層別漁業経営体数

個人経営体の後継者の有無をみると、後継者のいる個人経営体は、76 経営体で、5 年前に比べ 91 経営体から 15 経営体 ( $\triangle 16.5\%$ ) 減少した。

経営体階層別に後継者のいる割合をみると、中小漁業層、沿岸漁業層のかき類養殖の割合が多く、それぞれ 21.1%、18.2% となっている。(表 13)

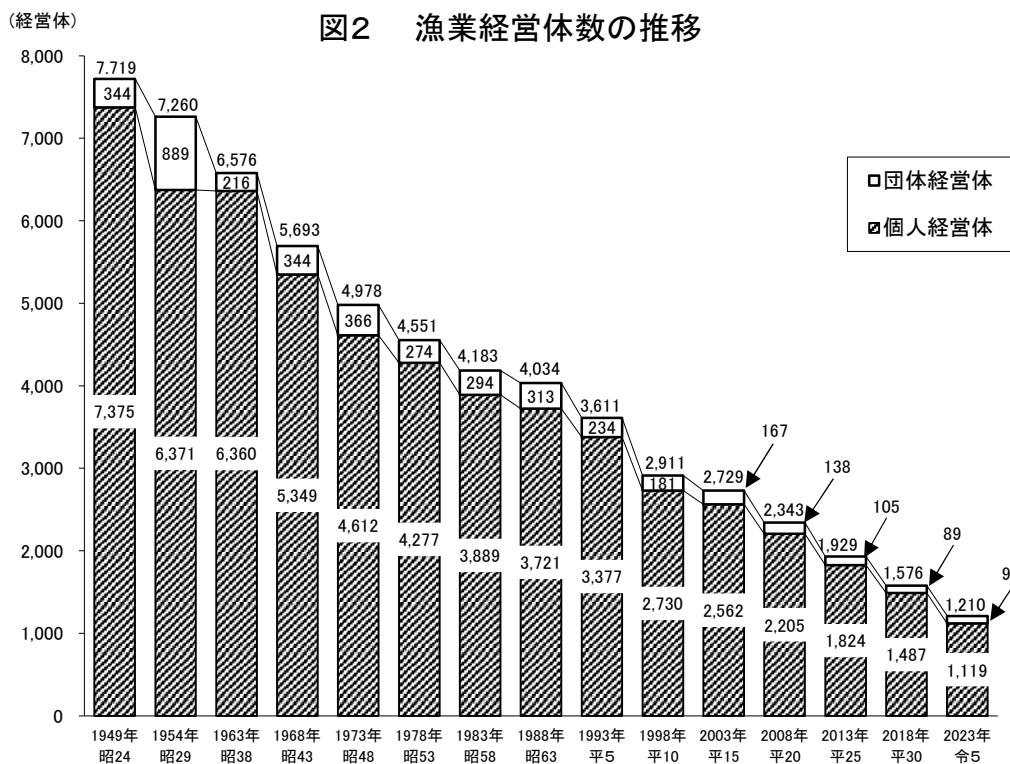
表13 後継者がいる経営体階層別漁業経営体数

区分	平成30年			令和5年		
	経営体数	後継者あり	後継者あり割合(%)	経営体数	後継者あり	後継者あり割合(%)
計	1,487	91	6.1	1,119	76	6.8
(沿岸漁業層)						
海面漁業漁船使用						
無動力漁船のみ	1	-	-	2	-	-
船外機付漁船	496	15	3.0	379	13	3.4
動力漁船使用(総10トン未満)	868	60	6.9	627	50	8.0
大型定置網	-	-	nc	2	-	-
さけ定置網	-	-	nc	-	-	nc
小型定置網	18	1	5.6	15	-	-
漁船非使用階層	17	4	23.5	12	2	16.7
海面養殖						
かき類養殖	16	2	12.5	22	4	18.2
その他の貝類養殖	15	-	-	16	2	12.5
わかめ類養殖	27	1	3.7	25	1	4.0
その他の海藻類養殖	1	-	-	-	-	nc
その他の養殖(注)	-	-	nc	-	-	nc
(中小漁業層)						
動力漁船使用 (総10トン以上総1,000トン未満)	28	8	28.6	19	4	21.1
(大規模漁業層)						
動力漁船使用(総1,000トン以上)	-	-	nc	-	-	nc

注：「他の養殖」は、「ぎんざけ養殖」、「ぶり類養殖」、「まだい養殖」、「ひらめ養殖」、「とらふぐ養殖」、「くろまぐろ養殖」、「にじます養殖」、「その他のさけ・ます養殖」、「その他の魚類養殖」、「ほたてがい養殖」、「くるまえび養殖」、「ほや類養殖」、「その他の水産動物類養殖」、「こんぶ類養殖」、「のり類養殖」、「真珠養殖」、「真珠母貝養殖」をいう。

## (参考) 調査における推移

注：1949年、1954年は調査対象が異なるため、単純に比較することができない。

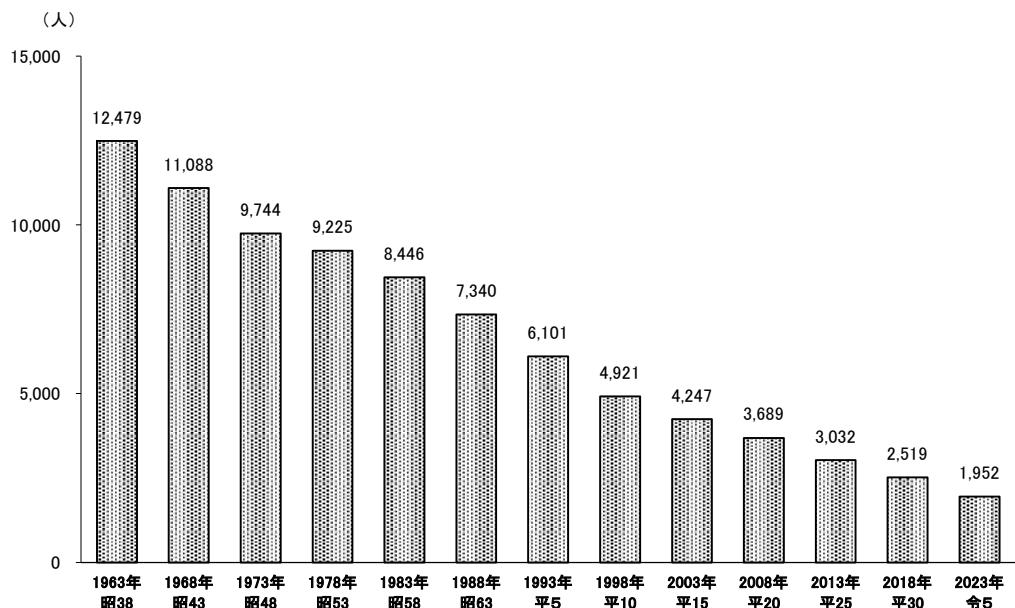


**表14 経営組織別漁業経営体数**

区分	総 数	個人経営体	団体経営体						その他 <sup>(注)</sup>
			計	会 社	漁業協同組	漁業生産組	共同経営	その他 <sup>(注)</sup>	
1949年(昭24)	7,719	7,375	344	15	—	—	327	2	
1954年(昭29)	7,260	6,371	889	9	11	13	853	3	
1963年(昭38)	6,576	6,360	216	16	12	12	173	3	
1968年(昭43)	5,693	5,349	344	19	13	11	297	4	
1973年(昭48)	4,978	4,612	366	46	8	14	294	4	
1978年(昭53)	4,551	4,277	274	62	5	18	184	5	
1983年(昭58)	4,183	3,889	294	85	11	18	173	7	
1988年(昭63)	4,034	3,721	313	90	9	15	193	6	
1993年(平5)	3,611	3,377	234	88	8	9	123	6	
1998年(平10)	2,911	2,730	181	77	3	8	88	5	
2003年(平15)	2,729	2,562	167	70	4	6	84	3	
2008年(平20)	2,343	2,205	138	58	2	3	74	1	
2013年(平25)	1,929	1,824	105	62	—	3	40	—	
2018年(平30)	1,576	1,487	89	54	—	3	31	1	
2023年(令5)	1,210	1,119	91	63	—	3	23	2	

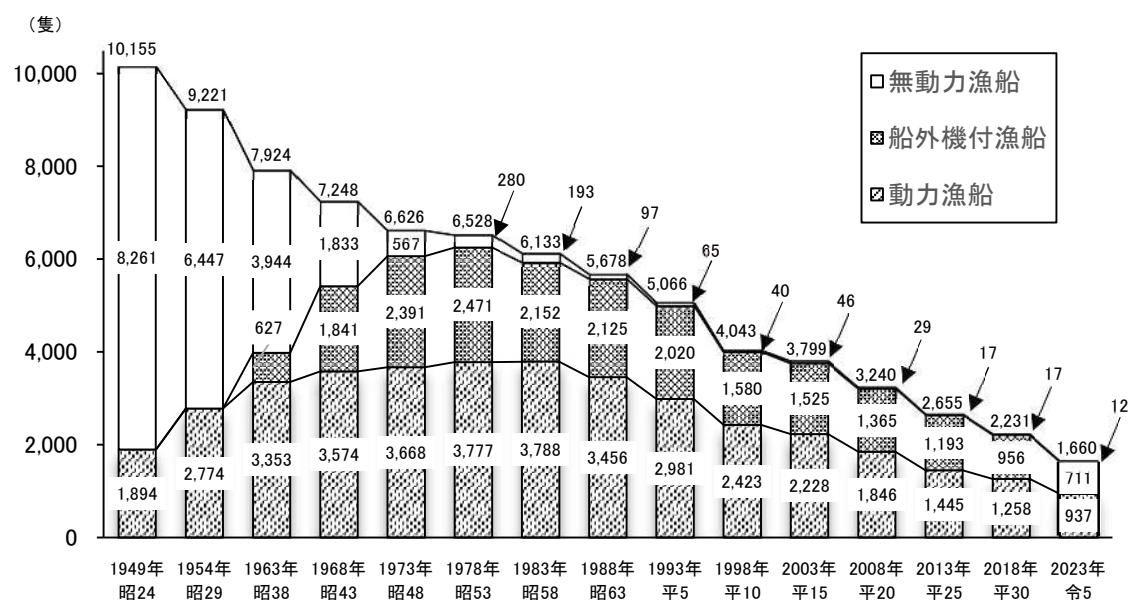
注：「その他」について、2008年漁業センサスから学校及び試験場は調査の対象外となった。

図3 漁業就業者数の推移



注：漁業就業者数の調査は1963年から実施している。

図4 漁船数の推移



注：船外機付き漁船は、1949年及び1954年調査では動力漁船に含まれる。

## (2) 海面漁業地域調査

### ア 資源管理・漁場改善の取組

#### (ア) 取組数規模別漁業地区数

調査対象漁業地区は53地区となっている。

このうち、漁業協同組合が関係する資源管理や漁場改善を目的とした取組を行っている漁業地区は51地区となっており、5年前に比べ9地区（21.4%）増加した。

また、取組数は139取組となっており、5年前に比べ68取組（95.8%）増加した。（表15）

**表15 取組数規模別漁業地区数、取組数**

区分	計 (地区)	資源管理を行っている取組数(地区)					資源管理を行っていない (地区)	取組数 (取組)
		小計	1	2	3	4以上		
<b>実数</b>								
平成30年	53	42	19	18	4	1	11	71
令和5年	53	51	14	12	13	12	2	139
増減数	0	9	△ 5	△ 6	9	11	△ 9	68
増減率(%)	0.0	21.4	△ 26.3	△ 33.3	225.0	1,100.0	△ 81.8	95.8
<b>構成比(%)</b>								
平成30年	100.0	79.2	35.8	34.0	7.5	1.9	20.8	-
令和5年	100.0	96.2	26.4	22.6	24.5	22.6	3.8	-

#### (イ) 管理内容別取組数

資源管理や漁場改善の取組を管理内容別にみると、漁獲（採捕・収穫）サイズの規制が最も多く73取組（52.5%）、次いで出漁日数、操業時間の規制が38取組（27.3%）、漁業資源の増殖が35取組（25.2%）となっている。（表16）

**表16 管理内容別取組数（複数回答）**

区分	平成30年 (取組)	令和5年 (取組)	割合(%)		増減数	増減率(%)
			平成30年	令和5年		
計(実数)	71	139	100.0	100.0	68	95.8
漁獲（採捕・収穫）枠の設定	1	15	1.4	10.8	14	1,400.0
漁業資源の増殖	-	35	-	25.2	35	nc
その他漁業資源の管理	-	9	-	6.5	9	nc
漁場の保全	-	16	-	11.5	16	nc
藻場・干潟の維持管理	-	1	-	0.7	1	nc
薬品等の不使用の取組	-	-	-	-	-	nc
漁場の造成	-	1	-	0.7	1	nc
漁場利用の取決め	-	9	-	6.5	9	nc
その他漁場の保全・管理	-	3	-	2.2	3	nc
漁法（養殖方法）の規制	-	11	-	7.9	11	nc
漁船の使用規制	-	3	-	2.2	3	nc
漁具の規制	-	31	-	22.3	31	nc
漁期の規制	14	34	19.7	24.5	20	142.9
出漁日数、操業時間の規制	9	38	12.7	27.3	29	322.2
漁獲（採捕・収穫）サイズの規制	39	73	54.9	52.5	34	87.2
漁獲量（採捕量・収穫量）の規制	59	15	83.1	10.8	△ 44	△ 74.6
その他漁獲の管理	1	-	1.4	-	△1	-

(ウ) 管理対象魚種別取組数

実施されている漁業資源の管理を主な魚種別にみると、その他の魚類が74取組で最も多く、次いで、まだいが66取組となっている。（表17）

表17 管理対象魚種別取組数（複数回答）

区分		平成30年 (取組)	令和5年 (取組)	増減数	増減率(%)
計(実数)		71	139	68	95.8
魚類	さけ・ます類	-	2	2	nc
	ひらめ	61	55	△ 6	△ 9.8
	かれい類	3	18	15	500.0
	まだい	11	66	55	500.0
	その他のたい類	8	30	22	275.0
	その他の魚類	41	74	33	80.5
えび類	いせえび	-	-	-	nc
	その他のえび類	1	1	0	0.0
かに類	がざみ類	-	-	-	nc
	その他のかに類	-	1	1	nc
貝類	あわび類	1	22	21	2,100.0
	さざえ	-	15	15	nc
	あさり類	-	-	-	nc
	その他の貝類	-	12	12	nc
いか類		7	23	16	228.6
たこ類		4	2	△ 2	△ 50.0
うに類		-	6	6	nc
なまこ類		-	10	10	nc
その他の水産動物類		-	-	-	nc
海藻類	こんぶ類	-	-	-	nc
	その他の海藻類	-	6	6	nc

## イ 漁業協同組合が関係する地域活性化の取組

### (ア) 漁業地区の会合・集会等の開催状況

調査対象漁業地区（53地区）のうち、漁業協同組合が関係する会合・集会等を開催した漁業地区数は36地区で5年前に比べ13地区（△26.5%）減少している。また、議題別にみると、特定区画漁業権・共同漁業権の変更が24地区（66.7%）で最も多く、5年前に比べ20地区（500.0%）の増加、次いで、5年前は取組がなかった漁業地区の行事（祭り・イベント等）が11地区（30.6%）となっている。（表18）

表18 会合・集会等の議題別漁業地区数（複数回答）

	会合・集会等を開催した漁業地区数（実数）	会合・集会等の議題（複数回答）							その他
		特定区画漁業権・共同漁業権の変更	企業参入	漁業権放棄	漁業補償	漁業地区の共有財産・共有施設の管理	自然環境の保全	漁業地区の行事（祭り・イベント等）	
数（地区）									
平成30年	49	4	-	-	-	-	-	-	45
令和5年	36	24	-	1	-	1	5	11	22
増減数	△ 13	20	-	1	-	1	5	11	△ 23
増減率（%）	△ 26.5	500.0	nc	nc	nc	nc	nc	nc	△ 51.1
割合（%）									
平成30年	100.0	8.2	-	-	-	-	-	-	91.8
令和5年	100.0	66.7	-	2.8	-	2.8	13.9	30.6	61.1

### (イ) 地域活性化に係る活動状況

漁業協同組合が関係する活性化の取組を実施した漁業地区数は47地区で5年前に比べ1地区（2.2%）増加している。活動別にみると、ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動が44地区（93.6%）で最も多いが、5年前に比べ2地区（△4.3%）の減少、次いで新規漁業就業者・後継者を確保する取組が20地区（42.6%）で15地区（300.0%）の増加となっている。（表19）

表19 地域活性化に係る活動別漁業地区数（複数回答）

	漁業協同組合が関係する活動をした漁業地区数（実数）	関係する活動（複数回答）						各種イベントの開催
		新規漁業就業者・後継者を確保する取組	ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動	6次産業化への取組	ブルー・ツーリズムの取組	水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存		
実数（地区）								
平成30年	46	5	46	-	-	6	3	
令和5年	47	20	44	-	-	8	7	
増減数	1	15	△ 2	-	-	2	4	
増減率（%）	2.2	300.0	△ 4.3	nc	nc	33.3	133.3	
割合（%）								
平成30年	100.0	10.9	100.0	-	-	13.0	6.5	
令和5年	100.0	42.6	93.6	-	-	17.0	14.9	

(ウ) 他の地域との交流活動及び水産物直売所の取組

漁業協同組合が関係する他の地域との交流活動を実施した漁業地区数は、5年前は実施されなかった漁業体験が7地区で実施された。また、魚食普及活動は3地区となっており、5年前に比べ1地区 ( $\triangle 25.0\%$ ) 減少した。調査期日前1年間の延べ参加人数はそれぞれ127人、240人となっており、このうち魚食普及活動は5年前と比べ220人 ( $\triangle 47.8\%$ ) の減少となっている。

また、漁業協同組合が運営する水産物直売所のある漁業地区数及び施設数は2地区、2施設となっており5年前に比べ、それぞれ2地区 ( $\triangle 50.0\%$ )、2施設 (50.0%) 減少した。調査期日前1年間の延べ利用者数は1,000人で、5年前に比べ3,000人 ( $\triangle 75.0\%$ ) の減少となっている。(表20)

表20 他の地域との交流活動及び水産物直売所の取組

区分	他の地域との交流活動				水産物直売所		
	漁業体験		魚食普及活動		直売所のある地区数(地区)	施設数(施設)	年間延べ利用者数(人)
	取組を行った漁業地区数(地区)	年間延べ参加人数(人)	取組を行った漁業地区数(地区)	年間延べ参加人数(人)			
<b>実数</b>							
平成30年	-	-	4	460	4	4	4,000
令和5年	7	127	3	240	2	2	1,000
増減数	7	127	$\triangle 1$	$\triangle 220$	$\triangle 2$	$\triangle 2$	$\triangle 3,000$
増減率(%)	nc	nc	$\triangle 25.0$	$\triangle 47.8$	$\triangle 50.0$	$\triangle 50.0$	$\triangle 75.0$

## 2 内水面漁業

### (1) 内水面漁業経営体調査

ア 湖沼漁業経営体（団体経営体及び年間湖上作業従事日数30日以上の個人経営体）

#### (ア) 湖沼漁業経営体数

湖沼漁業経営体数は、361経営体で5年前に比べ40経営体（△10.0%）減少した。

これを個人・団体別にみると、個人経営体が361経営体となっている。（表21）

表21 湖沼漁業経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
総 数	401	100.0	361	100.0	△ 40	△ 10.0
個人経営体	401	100.0	361	100.0	△ 40	△ 10.0
団体経営体	—	—	—	—	—	—

#### (イ) 営んだ漁業種類別湖沼漁業経営体数

営んだ漁業種類別にみると、採貝・採藻が270経営体と最も多く、5年前に比べ90経営体（△25.0%）減少した。（表22）

表22 営んだ漁業種類別湖沼漁業経営体数(複数回答)

区分	平成30年 (経営体数)	令和5年 (経営体数)	増減数	増減率(%)
計(実数)	401	361	△ 40	△ 10.0
網漁業	小計（実数）	95	125	30 31.6
	底びき網・船びき網	1	71	70 7,000.0
	刺網	79	55	△ 24 △ 30.4
	定置網	20	9	△ 11 △ 55.0
	投網	10	3	△ 7 △ 70.0
	その他の網漁業	2	3	1 50.0
その他漁業	小計（実数）	389	292	△ 97 △ 24.9
	釣・はえ縄	41	25	△ 16 △ 39.0
	採貝・採藻	360	270	△ 90 △ 25.0
	籠類	52	33	△ 19 △ 36.5
	その他の漁業	16	12	△ 4 △ 25.0
	小計（実数）	—	—	— nc
養殖業	魚類養殖	—	—	— nc
	その他の養殖	—	—	— nc

(ウ) 漁獲物の販売金額規模別湖沼漁業経営体数

販売金額規模別にみると、500～1,000万円が142経営体と最も多いが、5年前に比べ34経営体（△19.3%）減少した。次に多い1,000万円以上は58経営体で、5年前に比べ48経営体（480.0%）増加した。（表23）

表23 漁獲物の販売金額規模別湖沼漁業経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
計	401	100.0	361	100.0	△ 40	△ 10.0
販売金額なし	4	1.0	5	1.4	1	25.0
10万円未満	12	3.0	16	4.4	4	33.3
10～30万円	18	4.5	27	7.5	9	50.0
30～50万円	28	7.0	20	5.5	△ 8	△ 28.6
50～100万円	45	11.2	33	9.1	△ 12	△ 26.7
100～300万円	65	16.2	36	10.0	△ 29	△ 44.6
300～500万円	43	10.7	24	6.6	△ 19	△ 44.2
500～1,000万円	176	43.9	142	39.3	△ 34	△ 19.3
1,000万円以上	10	2.5	58	16.1	48	480.0

## イ 湖上作業従事者

### (ア) 年齢階層別湖上作業従事者数

年齢階層別にみると、「70～74歳」が74人で最も多く、次いで「75歳以上」が70人、「65～69歳」が64人であった。

5年前に比べ増加したのは、「70～74歳」が18人(32.1%)、「25～29歳」が1人(10.0%)の2階層であった。

一方、減少したのは、「65～69歳」が39人(△37.9%)、「60～64歳」が31人(△39.2%)、「75歳以上」が20人(△22.2%)などの10階層であった。(表24)

表24 年齢階層別湖上作業従事者数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	湖上作業従事者数(人)	構成比(%)	湖上作業従事者数(人)	構成比(%)		
計	543	100.0	442	100.0	△ 101	△ 18.6
15～19歳	1	0.2	-	-	△ 1	-
20～24歳	4	0.7	1	0.2	△ 3	△ 75.0
25～29歳	10	1.8	11	2.5	1	10.0
30～34歳	16	2.9	10	2.3	△ 6	△ 37.5
35～39歳	23	4.2	17	3.8	△ 6	△ 26.1
40～44歳	34	6.3	34	7.7	0	0.0
45～49歳	37	6.8	30	6.8	△ 7	△ 18.9
50～54歳	43	7.9	39	8.8	△ 4	△ 9.3
55～59歳	47	8.7	44	10.0	△ 3	△ 6.4
60～64歳	79	14.5	48	10.9	△ 31	△ 39.2
65～69歳	103	19.0	64	14.5	△ 39	△ 37.9
70～74歳	56	10.3	74	16.7	18	32.1
75歳以上	90	16.6	70	15.8	△ 20	△ 22.2

ウ 個人経営体（湖沼漁業）

(ア) 専兼業別漁業経営体数

個人経営体（361経営体）を専兼業別にみると、専業は125経営体、兼業のうち第1種兼業は154経営体、第2種兼業は82経営体で、5年前に比べそれぞれ4経営体（△3.1%）、32経営体（△17.2%）、4経営体（△4.7%）減少した。（表25）

表25 専兼業別湖沼漁業経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
計	401	100.0	361	100.0	△ 40	△ 10.0
専業	129	32.2	125	34.6	△ 4	△ 3.1
兼業	186	46.4	154	42.7	△ 32	△ 17.2
	86	21.4	82	22.7	△ 4	△ 4.7

(イ) 後継者がいる漁業経営体数

湖沼漁業経営体の個人経営体361経営体のうち、後継者のいる個人経営体は133経営体で、5年前に比べ38経営体（△22.2%）減少した。（表26）

表26 後継者がいる漁業経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
計	401	100.0	361	100.0	△ 40	△ 10.0
後継者あり	171	42.6	133	36.8	△ 38	△ 22.2
後継者なし	230	57.4	228	63.2	△ 2	△ 0.9

## 工 養殖業経営体

### (ア) 養殖業経営体数

養殖業経営体数は40経営体で、5年前に比べ9経営体 ( $\triangle 18.4\%$ ) 減少した。

これを個人・団体別にみると、個人経営体は26経営体で、5年前に比べ10経営体 ( $\triangle 27.8\%$ ) 減少した。一方、団体経営体は14経営体で、5年前に比べ1経営体 (7.7%) 増加した。(表27)

表27 養殖業経営体数

区分	平成30年	令和5年	増減数	増減率(%)
経営体数	49	40	$\triangle 9$	$\triangle 18.4$
個人経営体	36	26	$\triangle 10$	$\triangle 27.8$
団体経営体	13	14	1	7.7

### (イ) 収穫物の販売金額規模別養殖業経営体数

養殖業の販売金額規模別にみると、10万円未満の階層が12経営体と最も多く、次いで10～50万円の階層が10経営体であった。

増減数でみると、5年前に比べ減少したのは、10～50万円の階層で11経営体 ( $\triangle 52.4\%$ )、1,000～5,000万円の階層で2経営体 ( $\triangle 40.0\%$ )などであった。(表28)

表28 収穫物の販売金額規模別養殖業経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
計	49	100.0	40	100.0	$\triangle 9$	$\triangle 18.4$
販売金額なし	1	2.0	1	2.5	0	0.0
10万円未満	7	14.3	12	30.0	5	71.4
10～50万円	21	42.9	10	25.0	$\triangle 11$	$\triangle 52.4$
50～100万円	9	18.4	8	20.0	$\triangle 1$	$\triangle 11.1$
100～300万円	3	6.1	2	5.0	$\triangle 1$	$\triangle 33.3$
300～500万円	1	2.0	4	10.0	3	300.0
500～1,000万円	1	2.0	—	—	$\triangle 1$	—
1,000～5,000万円	5	10.2	3	7.5	$\triangle 2$	$\triangle 40.0$
5,000～1億円	—	—	—	—	—	nc
1億円以上	1	2.0	—	—	$\triangle 1$	—

(ウ) 営んだ養殖種類別養殖業経営体数

営んだ養殖種類別にみると、食用のその他が31経営体と最も多く、次いでその他のさけ・ます類が4経営体となっている。（表29）

表29 営んだ養殖種類別養殖業経営体数（複数回答）

区分		平成30年 (経営体数)	令和5年 (経営体数)	増減数	増減率(%)
計(実数)		49	40	△ 9	△ 18.4
食 用	小計(実数)	47	38	△ 9	△ 19.1
	にじます	1	2	1	100.0
	その他のさけ・ます類	9	4	△ 5	△ 55.6
	あゆ	-	2	2	nc
	こい	1	1	0	0.0
	ふな	-	-	-	nc
	うなぎ	-	-	-	nc
	すっぽん	-	-	-	nc
	海水魚種	にじます	-	-	nc
	その他のさけ・ます類	-	-	-	nc
	その他	-	-	-	nc
種 苗 用	小計(実数)	37	31	△ 6	△ 16.2
	さけ・ます類	2	5	3	150.0
	あゆ	1	-	△ 1	-
	こい	1	1	0	0.0
	その他	-	2	2	nc
観 賞 用	小計(実数)	2	2	0	0.0
	錦ごい	1	1	0	0.0
	その他	1	1	0	0.0
真珠		-	-	-	nc

注：1 令和5年調査において「海水魚種」から「にじます」「その他のさけ・ます類」「その他」にそれぞれ分類・細分化して新たに調査項目として設定した。

2 「食用、その他」とは、はくれん、そうぎよ、ちようざめ、もろこ、なまづ、たにし、どじょうなどをいう。

3 「種苗用、その他」とは、「食用、その他」の種苗に加え、海水魚種、すっぽん、ふななどの種苗をいう。

4 「観賞用、その他」とは、きんぎよ、めだか、みどりがめなどをいう。

## 才 養殖業従事者

養殖業従事者数は、97人で5年前に比べ37人（△27.6%）減少した。

年齢階層別にみると、「70～74歳」が18人と最も多く、次いで「75歳以上」が16人、「65～69歳」が13人であった。

5年前に比べ増加したのは「35～39歳」が7人（350.0%）、「70～74歳」が5人（38.5%）、「50～54歳」が1人（10.0%）で、増減なしは「25～29歳」であった。

一方、減少したのは、「65～69歳」が12人（△48.0%）、「55～59歳」が10人（△76.9%）、「75歳以上」が8人（△33.3%）などの8階層であった。（表30）

表30 年齢階層別養殖業従事者数

区分	平成30年		令和5年		増減数(人)	増減率(%)
	養殖業従事者数(人)	構成比(%)	養殖業従事者数(人)	構成比(%)		
計	134	100.0	97	100.0	△ 37	△ 27.6
15～19歳	-	-	-	-	-	nc
20～24歳	5	3.7	2	2.1	△ 3	△ 60.0
25～29歳	5	3.7	5	5.2	0	0.0
30～34歳	10	7.5	6	6.2	△ 4	△ 40.0
35～39歳	2	1.5	9	9.3	7	350.0
40～44歳	8	6.0	3	3.1	△ 5	△ 62.5
45～49歳	6	4.5	-	-	△ 6	-
50～54歳	10	7.5	11	11.3	1	10.0
55～59歳	13	9.7	3	3.1	△ 10	△ 76.9
60～64歳	13	9.7	11	11.3	△ 2	△ 15.4
65～69歳	25	18.7	13	13.4	△ 12	△ 48.0
70～74歳	13	9.7	18	18.6	5	38.5
75歳以上	24	17.9	16	16.5	△ 8	△ 33.3

## 力 個人経営体（養殖業）

### (ア) 専兼業別漁業経営体数

個人経営体（26経営体）を専兼業別にみると、専業は2経営体、兼業のうち第1種兼業は3経営体、第2種兼業は21経営体で、5年前に比べ専業は同数であったが、兼業のうち第1種兼業は5経営体（△62.5%）、第2種兼業も5経営体（△19.2%）減少した。（表31）

表31 専兼業別養殖漁業経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
計	36	100.0	26	100.0	△ 10	△ 27.8
専業	2	5.6	2	7.7	0	0.0
兼業	8	22.2	3	11.5	△ 5	△ 62.5
	26	72.2	21	80.8	△ 5	△ 19.2

### (イ) 後継者がいる養殖漁業経営体数

養殖漁業経営体の個人経営体26経営体のうち、後継者のいる個人経営体は5経営体で、5年前に比べ1経営体（25.0%）増加している。（表32）

表32 後継者がいる養殖漁業経営体数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)		
計	36	100.0	26	100.0	△ 10	△ 27.8
後継者あり	4	11.1	5	19.2	1	25.0
後継者なし	32	88.9	21	80.8	△ 11	△ 34.4

### 3 流通加工業

#### (1) 魚市場調査

魚市場数は8市場で、5年前と同数であった。

一方、水産物の年間取扱数量は19,915 tで、年間取扱金額は97億6372万円となっており、5年前に比べそれぞれ15,469 t ( $\triangle 43.7\%$ )、39億6962万円 ( $\triangle 28.9\%$ ) 減少した。(表33)

**表33 魚市場数、年間取扱数量及び金額**

区分	単位	平成30年	令和5年	増減数	増減率(%)
魚市場数	市場	8	8	0	0.0
年間取扱数量	t	35,384	19,915	$\triangle 15,469$	$\triangle 43.7$
年間取扱金額	万円	1,373,334	976,372	$\triangle 396,962$	$\triangle 28.9$

#### (2) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

##### ア 冷凍・冷蔵工場

冷凍・冷蔵工場数は63工場、従業者数は1,441人で、5年前に比べそれぞれ14工場 ( $\triangle 18.2\%$ )、350人 ( $\triangle 19.5\%$ ) 減少した。

また、従業者のうち外国人は176人で、5年前に比べ19人 (12.1%) 増加した。(表34)

**表34 冷凍・冷蔵工場数及び従業者数**

区分	単位	平成30年		令和5年		増減数	増減率 (%)
			構成比 (%)		構成比 (%)		
冷凍・冷蔵工場数	工場	77	-	63	-	$\triangle 14$	$\triangle 18.2$
従業者数							
計	人	1,791	100.0	1,441	100.0	$\triangle 350$	$\triangle 19.5$
男	"	911	50.9	697	48.4	$\triangle 214$	$\triangle 23.5$
女	"	880	49.1	744	51.6	$\triangle 136$	$\triangle 15.5$
うち外国人	"	157	8.8	176	12.2	19	12.1

イ 水産加工場

(ア) 営んだ加工種類別水産加工場数

水産加工場は120工場で、5年前に比べ11工場 ( $\triangle 8.4\%$ ) 減少した。 (表35)

表35 営んだ加工種類別水産加工場数 (複数回答)

区分	平成30年 (工場)	令和5年 (工場)	増減数 (工場)	増減率(%)
合計(実数)	131	120	△ 11	△ 8.4
生鮮冷凍水産物	36	53	17	47.2
缶・びん詰	7	7	0	0.0
焼・味付のり	-	-	-	nc
寒天	-	-	-	nc
油脂	1	1	0	0.0
ねり 製品	かまぼこ類	41	27	△ 14
	魚肉ハム・ソーセージ類	-	-	nc
冷凍 食品	魚 かに類	1	1	0.0
	介 その他	3	7	4
	水産物調理食品	8	10	2
素 干 し 品	するめ	13	6	△ 7
	いわし	3	-	△ 3
	その他	2	7	5
塩 干 品	干しいわし	13	8	△ 5
	干しあじ	39	32	△ 7
	干さんま	2	1	△ 1
	干しさば	19	15	△ 4
	干しかれい	48	37	△ 11
	干しほっけ	2	2	0
	干しはたはた	16	9	△ 7
	その他	39	35	△ 4
煮干し品		8	9	1
塩 藏 品	塩蔵いわし	1	-	△ 1
	塩蔵さば	5	5	0
	塩蔵さけ・ます	2	4	2
	その他	2	4	2
くん製品		7	7	0
節製品		-	-	nc
その 他の 食 用 加 工 品	いか塩辛	10	6	△ 4
	水産物漬物	2	3	1
	こんぶつくだ煮	1	-	△ 1
	乾燥・焙焼・揚げ加工品 (いか製品)	8	7	△ 1
	その他	27	28	1
飼肥料		1	1	0.0

#### (イ) 加工種類別生産量

加工種類別生産量をみると、生鮮冷凍水産物が7,784 tと最も多く、次いでねり製品のかまぼこ類が4,808 t、塩干品が3,422 tとなっており、5年前に比べそれぞれ3,827 t ( $\Delta 33.0\%$ )、1,332 t ( $\Delta 21.7\%$ )、1,483 t ( $\Delta 30.2\%$ ) 減少した。

また、塩蔵品が114t、缶・びん詰が27t、煮干し品が13tで、5年前に比べそれぞれ50t (78.1%)、19t (237.5%)、6t (85.7%) 増加した。(表36)

表36 加工種類別生産量

区分	単位	平成30年	令和5年	増減数	増減率(%)
生鮮冷凍水産物	t	11,611	7,784	$\Delta 3,827$	$\Delta 33.0$
缶・びん詰	"	8	27	19	237.5
焼・味付のり	千枚	-	-	-	nc
寒天	t	-	-	-	nc
油脂	"	x	x	x	x
ねり製品					
かまぼこ類	t	6,140	4,808	$\Delta 1,332$	$\Delta 21.7$
魚肉ハム・ソーセージ類	"	-	-	-	nc
冷凍食品	"	1,315	790	$\Delta 525$	$\Delta 39.9$
素干し品	"	51	23	$\Delta 28$	$\Delta 54.9$
塩干品	"	4,905	3,422	$\Delta 1,483$	$\Delta 30.2$
煮干し品	"	7	13	6	85.7
塩蔵品	"	64	114	50	78.1
くん製品	"	2	2	0	0.0
節製品	"	-	-	-	nc
その他の食用加工品					
いか塩辛	t	8	5	$\Delta 3$	$\Delta 37.5$
水産物漬物	"	x	566	x	x
こんぶつくだ煮	"	x	-	x	x
乾燥・焙焼・揚げ加工品(いか製品)	"	146	42	$\Delta 104$	$\Delta 71.2$
その他(焼き干し品、食用魚粉等)	"	2,423	2,400	$\Delta 23$	$\Delta 0.9$
飼肥料	"	x	x	x	x

#### (ウ) 水産加工場における従業者数

水産加工場の従業者は1,723人で、5年前に比べ109人 ( $\Delta 5.9\%$ ) 減少した。

また、従業者のうち外国人は206人で、5年前に比べ10人 (5.1%) 増加した。(表37)

表37 水産加工場における従業者数

区分	平成30年		令和5年		増減数	増減率(%)
	構成比(%)		構成比(%)			
計	1,832	100.0	1,723	100.0	$\Delta 109$	$\Delta 5.9$
男	792	43.2	744	43.2	$\Delta 48$	$\Delta 6.1$
女	1,040	56.8	979	56.8	$\Delta 61$	$\Delta 5.9$
うち外国人	196	10.7	206	12.0	10	5.1

# 2023年漁業センサス

## 統 計 表

(島根県分確定値)

海面漁業調査（漁業経営体調査）

## 1 海面漁業調査(全県)

## (1) 海面漁業経営体階層別総括表

経営体階層	漁業経営体数	漁船				11月1日現在の海上作業従事者数		
		無動力漁船隻数	船外機付漁船隻数	動力漁船		計	家族	
				隻数	トン数		小計	男
経営体	隻	隻	隻	T	人	人	人	人
計	1,210	12	711	937	8,672.9	1,701	730	715
漁船非使用階層								
無動力漁船のみ	12	-	-	-	-	3	3	3
船外機付漁船	2	2	-	-	-	1	1	1
1トントン未満	379	1	411	-	-	203	201	196
1～3	39	-	11	39	25.1	23	23	23
3～5	250	-	65	259	487.7	155	151	149
5～10	270	-	104	283	1,083.9	225	201	200
10～20	76	-	23	93	556.6	78	59	56
20～30	48	-	4	58	655.4	205	16	16
30～50	2	-	-	6	45.4	13	-	-
50～100	3	1	2	5	106.0	30	-	-
100～200	2	-	-	11	115.1	38	-	-
200～500	4	-	-	6	571.0	61	-	-
500～1,000	6	-	3	40	1,965.0	167	-	-
1,000～3,000	3	-	-	24	1,990.0	132	-	-
3,000トントン以上	-	-	-	-	-	-	-	-
大型定置網	20	6	18	36	453.7	177	2	2
さけ定置網	-	-	-	-	-	-	-	-
小型定置網	21	1	21	19	77.9	53	18	16
ぎんざけ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
にじます養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のさけ・ます養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
ぶり類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
まだい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
ひらめ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
とらふぐ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
くろまぐろ養殖	1	-	-	12	384.2	35	-	-
その他の魚類養殖	1	-	-	-	-	4	-	-
ほたてがい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
かき類養殖	25	-	10	24	86.0	51	20	19
その他の貝類養殖	17	1	11	8	15.5	19	17	16
くるまえび養殖	1	-	-	-	-	2	-	-
ほや類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の水産動物類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
こんぶ類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
わかめ類養殖	28	-	28	14	54.4	26	18	18
のり類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の海藻類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
真珠養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
真珠母貝養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
沿岸漁業層計	1,142	11	702	787	3,225.0	1,055	714	699
海面養殖層計	73	1	49	58	540.1	137	55	53
上記以外の沿岸漁業層計	1,069	10	653	729	2,684.9	918	659	646
中小漁業層計	68	1	9	150	5,447.9	646	16	16
大規模漁業層計	-	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 海面漁業経営体組織別総括表

経営組織	漁業経営体数	漁船				11月1日現在の海上作業従事者数		
		無動力漁船隻数	船外機付漁船隻数	動力漁船		計	家族	
				隻数	トン数		小計	男
経営体	隻	隻	隻	T	人	人	人	人
計	1,210	12	711	937	8,672.9	1,701	730	715
個人経営体	1,119	4	679	745	2,501.7	822	730	715
会社	63	7	26	162	5,682.2	742	-	-
漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業生産組合	3	-	2	8	248.8	44	-	-
共同経営	23	1	4	21	228.2	80	-	-
その他	2	-	-	1	12.0	13	-	-

## 1 海面漁業調査(全県)

## (1) 海面漁業経営体階層別総括表

経営体階層	11月1日現在の海上作業従事者数				陸上作業最盛期の陸上作業従事者数			
	家族	団体経営体の責任のある者			雇用者	計	男	女
		女	小計	男				
	人	人	人	人	人	人	人	人
計	15	83	83	-	888	1,646	1,335	311
漁船非使用階層	-	-	-	-	-	12	9	3
無動力漁船のみ	-	-	-	-	-	-	-	-
船外機付漁船	5	-	-	-	2	341	319	22
1トン未満	-	-	-	-	-	28	28	-
1～3	2	-	-	-	4	209	187	22
3～5	1	1	1	-	23	294	251	43
5～10	3	3	3	-	16	107	86	21
10～20	-	45	45	-	144	175	112	63
20～30	-	-	-	-	13	6	2	4
30～50	-	-	-	-	30	20	19	1
50～100	-	5	5	-	33	26	19	7
100～200	-	1	1	-	60	12	9	3
200～500	-	9	9	-	158	61	49	12
500～1,000	-	-	-	-	132	13	9	4
1,000～3,000	-	-	-	-	-	-	-	-
3,000トン以上	-	-	-	-	-	-	-	-
大型定置網	-	13	13	-	162	97	85	12
さけ定置網	-	-	-	-	-	-	-	-
小型定置網	2	4	4	-	31	32	25	7
ぎんざけ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
にじます養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のさけ・ます養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
ぶり類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
まだい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
ひらめ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
とらふぐ養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
くろまぐろ養殖	-	-	-	-	35	1	-	1
その他の魚類養殖	-	-	-	-	4	1	1	-
ほたてがい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
かき類養殖	1	-	-	-	31	79	57	22
その他の貝類養殖	1	-	-	-	2	22	21	1
くるまえび養殖	-	2	2	-	-	2	1	1
ほや類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の水産動物類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
こんぶ類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
わかめ類養殖	-	-	-	-	8	108	46	62
のり類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の海藻類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
真珠養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
真珠母貝養殖	-	-	-	-	-	-	-	-
沿岸漁業層計	15	23	23	-	218	1,333	1,116	217
海面養殖層計	2	2	2	-	80	213	126	87
上記以外の沿岸漁業層計	13	21	21	-	238	1,120	990	130
中小漁業層計	-	60	60	-	570	313	219	94
大規模漁業層計	-	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 海面漁業経営体組織別総括表

経営組織	11月1日現在の海上作業従事者数				陸上作業最盛期の陸上作業従事者数			
	家族	団体経営体の責任のある者			雇用者	計	男	女
		女	小計	男				
	人	人	人	人	人	人	人	人
計	15	83	83	-	888	1,646	1,335	311
個人経営体	15	-	-	-	92	1,212	1,020	192
会社	-	54	54	-	688	327	243	84
漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業生産組合	-	1	1	-	43	7	6	1
共同経営	-	28	28	-	52	87	56	31
その他	-	-	-	-	13	13	10	3

## 1 海面漁業調査(全県)

## (1) 海面漁業経営体階層別総括表

経営体階層	陸上作業最盛期の陸上作業従事者数							
	家族			団体経営体の責任のある者			雇用者	
	小計	男	女	小計	男	女	小計	男
	人	人	人	人	人	人	人	人
計	1,034	919	115	171	155	16	441	261
漁船非使用階層	12	9	3	-	-	-	-	-
無動力漁船のみ	-	-	-	-	-	-	-	-
船外機付漁船	338	317	21	-	-	-	3	2
1トントン未満	28	28	-	-	-	-	-	-
1~3	196	180	16	-	-	-	13	7
3~5	268	232	36	7	7	-	19	12
5~10	75	59	16	4	4	-	28	23
10~20	22	17	5	60	53	7	93	42
漁船	20~30	-	-	4	2	2	-	-
30~50	-	-	-	6	6	-	14	13
50~100	-	-	-	5	5	-	21	14
漁船使用	100~200	-	-	4	4	-	8	5
200~500	-	-	-	20	19	1	41	30
500~1,000	-	-	-	6	5	1	7	4
1,000~3,000	-	-	-	-	-	-	-	-
3,000トントン以上	-	-	-	-	-	-	-	-
大型定置網	2	2	-	34	32	2	61	51
さけ定置網	-	-	-	-	-	-	-	-
小型定置網	19	15	4	6	5	1	7	5
魚類養殖	ぎんざけ養殖	-	-	-	-	-	-	-
	にじます養殖	-	-	-	-	-	-	-
	その他のさけ・ます養殖	-	-	-	-	-	-	-
	ぶり類養殖	-	-	-	-	-	-	-
	まだい養殖	-	-	-	-	-	-	-
	ひらめ養殖	-	-	-	-	-	-	-
	とらふぐ養殖	-	-	-	-	-	-	-
	くろまぐろ養殖	-	-	-	1	-	1	-
	その他の魚類養殖	-	-	-	1	1	-	-
	ほたてがい養殖	-	-	-	-	-	-	-
	かき類養殖	26	21	5	3	3	-	50
	その他の貝類養殖	16	15	1	3	3	-	3
	くるまえび養殖	-	-	-	2	1	1	-
	ほや類養殖	-	-	-	-	-	-	-
	その他の水産動物類養殖	-	-	-	-	-	-	-
	こんぶ類養殖	-	-	-	-	-	-	-
	わかめ類養殖	32	24	8	5	5	-	71
	のり類養殖	-	-	-	-	-	-	-
	その他の海藻類養殖	-	-	-	-	-	-	-
	真珠養殖	-	-	-	-	-	-	-
	真珠母貝養殖	-	-	-	-	-	-	-
沿岸漁業層計	1,012	902	110	66	61	5	255	153
海面養殖層計	74	60	14	15	13	2	124	53
上記以外の沿岸漁業層計	938	842	96	51	48	3	131	100
中小漁業層計	22	17	5	105	94	11	186	108
大規模漁業層計	-	-	-	-	-	-	-	-

## (2) 海面漁業経営体組織別総括表

経営組織	陸上作業最盛期の陸上作業従事者数							
	家族			団体経営体の責任のある者			雇用者	
	小計	男	女	小計	男	女	小計	男
	人	人	人	人	人	人	人	人
計	1,034	919	115	171	155	16	441	261
個人経営体	1,034	919	115	-	-	-	178	101
会社	-	-	-	114	102	12	213	141
漁業協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業生産組合	-	-	-	4	4	-	3	2
共同経営	-	-	-	47	44	3	40	12
その他	-	-	-	6	5	1	7	5

## 1 海面漁業調査(全県)

## (1) 海面漁業経営体階層別総括表

経営体階層	雇用者 女	新規就業者数				漁業雇われ
		計	個人経営体の 自家漁業のみ	うち11月1日現在 の海上作業従事者		
					人	
計		180	50	10	8	40
漁船非使用階層		-	-	-	-	-
無動力漁船のみ		-	-	-	-	-
船外機付漁船		1	5	5	5	-
1トントン未満		-	-	-	-	-
1~3		6	2	2	1	-
3~5		7	2	1	-	1
5~10		5	-	-	-	-
10~20		51	1	-	-	1
漁船		20~30	2	-	-	2
30~50		1	-	-	-	-
50~100		7	1	-	-	1
100~200		3	2	-	-	2
200~500		11	11	-	-	11
500~1,000		3	6	-	-	6
1,000~3,000		-	-	-	-	-
3,000トントン以上		-	-	-	-	-
大型定置網		10	12	-	-	12
さけ定置網		-	-	-	-	-
小型定置網		2	1	-	-	1
魚類養殖	ぎんざけ養殖	-	-	-	-	-
魚類養殖	にじます養殖	-	-	-	-	-
魚類養殖	その他のさけ・ます養殖	-	-	-	-	-
魚類養殖	ぶり類養殖	-	-	-	-	-
魚類養殖	まだい養殖	-	-	-	-	-
魚類養殖	ひらめ養殖	-	-	-	-	-
魚類養殖	とらふぐ養殖	-	-	-	-	-
魚類養殖	くろまぐろ養殖	-	1	-	-	1
魚類養殖	その他の魚類養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	ほたてがい養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	かき類養殖	17	2	1	1	1
海面養殖	その他の貝類養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	くるまえび養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	ほや類養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	その他の水産動物類養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	こんぶ類養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	わかめ類養殖	54	2	1	1	1
海面養殖	のり類養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	その他の海藻類養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	真珠養殖	-	-	-	-	-
海面養殖	真珠母貝養殖	-	-	-	-	-
沿岸漁業層計		102	27	10	8	17
海面養殖層計		71	5	2	2	3
上記以外の沿岸漁業層計		31	22	8	6	14
中小漁業層計		78	23	-	-	23
大規模漁業層計		-	-	-	-	-

## (2) 海面漁業経営体組織別総括表

経営組織	雇用者 女	新規就業者数				漁業雇われ
		計	個人経営体の 自家漁業のみ	うち11月1日現在 の海上作業従事者		
					人	
計		180	50	10	8	40
個人経営体		77	14	10	8	4
会社		72	33	-	-	33
漁業協同組合		-	-	-	-	-
漁業生産組合		1	3	-	-	3
共同経営		28	-	-	-	-
その他		2	-	-	-	-

## (3) 自家漁業のみ・漁業雇われ別・年齢階層別漁業就業者数

単位：人

区分	計	個人経営体の 自家漁業のみ	団体経営体の 責任のある者	漁業雇われ
男女計	計	1,952	1,030	121
	15~19歳	14	1	-
	20~24	55	-	-
	25~29	78	3	-
	30~34	98	11	3
	35~39	149	24	7
	40~44	154	26	10
	45~49	124	28	17
	50~54	122	44	11
	55~59	118	40	17
	60~64	127	74	13
	65~69	235	164	19
	70~74	272	237	13
	75歳以上	406	378	11
男	計	1,915	999	120
	15~19歳	14	1	-
	20~24	55	-	-
	25~29	77	3	-
	30~34	97	10	3
	35~39	147	23	7
	40~44	153	25	10
	45~49	123	28	17
	50~54	120	42	11
	55~59	116	39	17
	60~64	126	73	13
	65~69	228	157	19
	70~74	263	230	12
	75歳以上	396	368	11
女	計	37	31	1
	15~19歳	-	-	-
	20~24	-	-	-
	25~29	1	-	-
	30~34	1	1	-
	35~39	2	1	-
	40~44	1	1	-
	45~49	1	-	-
	50~54	2	2	-
	55~59	2	1	-
	60~64	1	1	-
	65~69	7	7	-
	70~74	9	7	1
	75歳以上	10	10	-

## (4) 専兼業別個人経営体数（経営階層別）

単位：経営体

	計	計	専業	兼業	
				第1種兼業	第2種兼業
	計	1,119	565	219	335
漁船非使用階層		12	3	2	7
	無動力漁船のみ	2	2	—	—
	船外機付漁船	379	190	55	134
	1トントン未満	39	23	8	8
	1～3	250	124	42	84
	3～5	265	140	67	58
	5～10	73	39	17	17
	10～20	19	12	7	—
	20～30	—	—	—	—
	30～50	—	—	—	—
	50～100	—	—	—	—
	100～200	—	—	—	—
	200～500	—	—	—	—
	500～1,000	—	—	—	—
	1,000～3,000	—	—	—	—
	3,000トントン以上	—	—	—	—
大型定置網		2	—	1	1
さけ定置網		—	—	—	—
小型定置網		15	4	4	7
	ぎんざけ養殖	—	—	—	—
	にじます養殖	—	—	—	—
	その他のさけ・ます養殖	—	—	—	—
	ぶり類養殖	—	—	—	—
	まだい養殖	—	—	—	—
	ひらめ養殖	—	—	—	—
	とらふぐ養殖	—	—	—	—
	くろまぐろ養殖	—	—	—	—
	その他の魚類養殖	—	—	—	—
	はたてがい養殖	—	—	—	—
	かき類養殖	22	14	5	3
	その他の貝類養殖	16	3	2	11
	くるまえび養殖	—	—	—	—
	はや類養殖	—	—	—	—
	その他の水産動物類養殖	—	—	—	—
	こんぶ類養殖	—	—	—	—
	わかめ類養殖	25	11	9	5
	のり類養殖	—	—	—	—
	その他の海藻類養殖	—	—	—	—
	真珠養殖	—	—	—	—
	真珠母貝養殖	—	—	—	—
沿岸漁業層計		1,100	553	212	335
海面養殖層計		63	28	16	19
上記以外の沿岸漁業層計		1,037	525	196	316
中小漁業層計		19	12	7	—
大規模漁業層計		—	—	—	—

## (5) 後継者がいる経営体階層別漁業経営体数

単位：経営体

経営体階層	計	後継者 あり	後継者 なし
計	1,119	76	1,043
漁船非使用階層	12	2	10
漁船			
無動力漁船のみ	2	-	2
船外機付漁船	379	13	366
動力漁船使用			
1トントン未満	39	1	38
1～3	250	19	231
3～5	265	23	242
5～10	73	7	66
10～20	19	4	15
20～30	-	-	-
30～50	-	-	-
50～100	-	-	-
100～200	-	-	-
200～500	-	-	-
500～1,000	-	-	-
1,000～3,000	-	-	-
3,000トントン以上	-	-	-
大型定置網	2	-	2
大きさ定置網	-	-	-
小型定置網	15	-	15
海面養殖			
魚類養殖			
ぎんざけ養殖	-	-	-
にじます養殖	-	-	-
その他のさけ・ます養殖	-	-	-
ぶり類養殖	-	-	-
まだい養殖	-	-	-
ひらめ養殖	-	-	-
とらふぐ養殖	-	-	-
くろまぐろ養殖	-	-	-
その他の魚類養殖	-	-	-
ほたてがい養殖	-	-	-
かき類養殖	22	4	18
その他の貝類養殖	16	2	14
くるまえび養殖	-	-	-
ほや類養殖	-	-	-
その他の水産動物類養殖	-	-	-
こんぶ類養殖	-	-	-
わかめ類養殖	25	1	24
のり類養殖	-	-	-
その他の海藻類養殖	-	-	-
真珠養殖	-	-	-
真珠母貝養殖	-	-	-
沿岸漁業層計	1,100	72	1,028
海面養殖層計	63	7	56
上記以外の沿岸漁業層計	1,037	65	972
中小規模漁業層計	19	4	15
大規模漁業層計	-	-	-

## 2 海面漁業調査（市町村）

## (1) 経営組織別・市町村別漁業経営体数

単位：経営体

市　町　村	計	個人経営体	会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	その他
全国	65,662	61,388	2,651	153	94	1,344	32
日本海西区	4,184	3,861	253	8	8	48	6
島根県	1,210	1,119	63	-	3	23	2
松江市	285	264	13	-	-	7	1
浜田市	96	89	4	-	2	1	-
出雲市	160	149	9	-	-	2	-
益田市	56	54	2	-	-	-	-
大田市	165	137	15	-	-	13	-
安来市	10	10	-	-	-	-	-
江津市	28	27	-	-	1	-	-
海士町	62	60	2	-	-	-	-
西ノ島町	80	75	4	-	-	-	1
知夫村	42	42	-	-	-	-	-
隠岐の島町	226	212	14	-	-	-	-

## (2) 営んだ漁業種類別・市町村別漁業経営体数(複数回答)

単位: 経営体

区分	市町村	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市
	計(実数)	285	96	160	56	165	10	28
底 び き 網	遠洋底びき網	—	—	—	—	—	—	—
	以西底びき網	—	—	—	—	—	—	—
	沖合底びき網1そうびき	1	—	—	—	1	—	—
	沖合底びき網2そうびき	—	3	—	—	—	—	—
	小型底びき網	9	—	3	—	54	—	1
	船びき網	16	—	1	2	—	—	1
まき網	大中型まき網	—	—	—	—	—	—	—
	1そうまきその他	1	—	—	—	—	—	—
	2そうまき	—	—	—	—	—	—	—
	中・小型まき網	1	1	1	—	6	—	—
刺網	さけ・ます流し網	—	—	—	—	—	—	—
	かじき等流し網	—	—	—	—	—	—	—
	その他の刺網	65	—	7	7	2	—	—
	さんま棒受網	—	—	—	—	—	—	—
	大型定置網	10	1	4	1	1	—	2
	さけ定置網	—	—	—	—	—	—	—
	小型定置網	10	1	5	1	1	—	—
	その他の網漁業	22	—	6	1	2	—	—
はえ繩	遠洋まぐろはえ繩	—	—	—	—	—	—	—
	近海まぐろはえ繩	—	—	—	—	—	—	—
	沿岸まぐろはえ繩	—	—	—	—	—	—	—
	その他のはえ繩	11	9	19	1	13	1	—
釣	遠洋かつお一本釣	—	—	—	—	—	—	—
	近海かつお一本釣	—	—	—	—	—	—	—
	沿岸かつお一本釣	—	—	—	—	—	—	—
	遠洋・近海いか釣	—	—	—	—	—	—	—
	沿岸いか釣	77	42	59	34	78	1	23
	ひき繩釣	20	24	35	31	54	—	20
	その他の釣	84	68	108	33	86	3	21
	小型捕鯨	—	—	—	—	—	—	—
	潜水器漁業	—	—	—	—	—	—	—
	採貝・採藻	159	42	74	28	51	—	7
	その他の漁業	63	12	14	18	14	—	8

## (2) 営んだ漁業種類別・市町村別漁業経営体数(複数回答)

区分	市町村						単位: 経営体	
		海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	計	全国	日本海西区
	計(実数)	62	80	42	226	1,210	65,662	4,184
底 び き 網	遠洋底びき網	—	—	—	—	—	2	—
	以西底びき網	—	—	—	—	—	—	—
	沖合底びき網 1 そうびき	—	—	—	1	3	224	107
	沖合底びき網 2 そうびき	—	—	—	—	3	13	3
	小型底びき網	3	—	1	—	71	7,480	373
	船びき網	—	—	2	2	24	2,589	81
まき網	大中型まき網 1 そうまき遠洋かつお・まぐろ	—	—	—	—	—	13	2
	1 そうまきその他	—	—	—	—	1	51	4
	2 そうまき	—	—	—	—	—	9	—
	中・小型まき網	—	3	—	5	17	313	31
刺網	さけ・ます流し網	—	—	—	—	—	38	—
	かじき等流し網	—	—	—	—	—	31	—
	その他の刺網	8	9	8	59	165	15,600	898
	さんま棒受網	—	—	—	—	—	91	—
	大型定置網	1	1	—	1	22	410	85
	さけ定置網	—	—	—	—	—	854	—
	小型定置網	6	3	—	3	30	3,304	170
	その他の網漁業	1	2	4	6	44	3,771	278
はえ繩	遠洋まぐろはえ繩	—	—	—	—	—	55	—
	近海まぐろはえ繩	—	—	—	—	—	150	—
	沿岸まぐろはえ繩	—	—	—	—	—	463	1
	その他のはえ繩	5	2	1	1	63	3,147	208
釣	遠洋かつお一本釣	—	—	—	—	—	19	—
	近海かつお一本釣	—	—	—	—	—	38	—
	沿岸かつお一本釣	—	—	—	—	—	503	—
	遠洋・近海いか釣	—	—	—	—	—	23	11
	沿岸いか釣	25	26	3	67	435	4,858	1,022
	ひき縄釣	14	25	9	55	287	5,921	567
	その他の釣	30	44	17	133	627	18,578	1,717
	小型捕鯨	—	—	—	—	—	3	—
	潜水器漁業	—	—	—	—	—	1,699	11
	採貝・採藻	34	29	26	124	574	21,676	1,887
	その他の漁業	14	6	8	30	187	20,420	1,062

## (2) 営んだ漁業種類別・市町村別漁業経営体数（複数回答）

単位：経営体

区分	市町村	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市
魚類養殖	ぎんざけ養殖	—	—	—	—	—	—	—
	にじます養殖	—	—	—	—	—	—	—
	その他のさけ・ます養殖	—	—	—	—	—	—	—
	ぶり類養殖	—	—	—	—	—	—	—
	まだい養殖	—	—	—	—	—	—	—
	ひらめ養殖	—	—	—	—	—	—	—
	とらふぐ養殖	—	—	—	—	—	—	—
	くろまぐろ養殖	—	—	—	—	—	—	—
	その他の魚類養殖	—	—	1	—	—	—	—
	ほたてがい養殖	—	—	—	—	—	—	—
海面養殖	かき類養殖	2	—	—	—	—	—	—
	その他の貝類養殖	13	—	—	—	—	9	—
	くるまえび養殖	—	1	—	—	—	—	—
	ほや類養殖	—	—	—	—	—	—	—
	その他の水産動物類養殖	—	—	—	—	—	—	—
	こんぶ類養殖	—	—	—	—	—	—	—
	わかめ類養殖	26	—	3	—	—	—	—
	のり類養殖	—	—	—	—	—	—	—
	その他の海藻類養殖	—	—	—	—	—	—	—
	真珠養殖	—	—	—	—	—	—	—
	真珠母貝養殖	—	—	—	—	—	—	—

## (2) 営んだ漁業種類別・市町村別漁業経営体数（複数回答）

単位：経営体

区分	市町村	海士町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	計	全国	日本海西区
魚類養殖	ぎんざけ養殖	—	—	—	—	—	71	1
	にじます養殖	—	—	—	—	—	28	2
	その他のさけ・ます養殖	—	—	—	—	—	12	1
	ぶり類養殖	—	—	—	—	—	593	8
	まだい養殖	—	—	—	—	—	615	32
	ひらめ養殖	—	—	—	—	—	84	6
	とらふぐ養殖	—	—	—	—	—	153	27
	くろまぐろ養殖	—	1	—	—	1	77	2
	その他の魚類養殖	—	—	—	—	1	401	23
海面養殖	ほたてがい養殖	—	—	—	—	—	2,680	—
	かき類養殖	10	10	7	6	35	2,698	246
	その他の貝類養殖	—	4	—	—	26	696	80
	くるまえび養殖	—	—	—	—	1	67	2
	ほや類養殖	—	—	—	—	—	675	—
	その他の水産動物類養殖	—	—	—	—	—	222	2
	こんぶ類養殖	—	—	—	1	1	1,455	3
	わかめ類養殖	—	1	—	10	40	2,914	103
	のり類養殖	—	—	—	—	—	2,699	1
	その他の海藻類養殖	—	—	—	—	—	929	5
	真珠養殖	—	—	—	—	—	474	3
	真珠母貝養殖	—	—	—	—	—	358	1

## (3) 漁獲物・収穫物販売金額規模別・市町村別漁業経営体数

単位：経営体、百万円

市町村	計	販売金額なし	100万円未満	100～300万円	300～500万円	500～800万円	800～1,000万円	1,000～1,500万円
全国	65,662	1,049	18,911	13,908	7,823	6,106	3,176	3,702
日本海西区	4,184	72	1,761	1,078	389	233	101	99
島根県	1,210	19	540	343	118	69	20	14
松江市	285	3	143	79	24	19	2	2
浜田市	96	-	46	34	7	3	-	-
出雲市	160	1	47	57	20	19	5	2
益田市	56	6	35	7	4	1	1	1
大田市	165	-	46	49	13	10	4	5
安来市	10	-	9	1	-	-	-	-
江津市	28	2	17	4	3	1	-	-
海士町	62	1	24	15	13	2	3	1
西ノ島町	80	-	25	32	9	4	3	3
知夫村	42	6	21	7	5	2	1	-
隠岐の島町	226	-	127	58	20	8	1	-

## (3) 漁獲物・収穫物販売金額規模別・市町村別漁業経営体数

単位：経営体、百万円

市町村	1,500～2,000万円	2,000～5,000万円	5,000万円～1億円	1～2億円	2～5億円	5～10億円	10億円以上	(参考) 平均販売 金額
全国	2,210	4,872	1,874	1,028	664	187	152	21
日本海西区	37	129	124	79	60	12	10	21
島根県	2	32	27	10	7	5	4	16
松江市	-	3	5	3	1	-	1	10
浜田市	1	1	-	-	3	1	-	21
出雲市	1	1	4	1	2	-	-	10
益田市	-	-	1	-	-	-	-	3
大田市	-	22	14	2	-	-	-	15
安来市	-	-	-	-	-	-	-	1
江津市	-	1	-	-	-	-	-	3
海士町	-	2	1	-	-	-	-	5
西ノ島町	-	1	-	-	-	2	1	38
知夫村	-	-	-	-	-	-	-	2
隠岐の島町	-	1	2	4	1	2	2	29

## (4) 自家漁業のみ・漁業雇われ別・年齢階層別・市町村別漁業就業者数

区分	市町村	単位：人						
		松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市
計	計	405	186	244	62	295	11	36
個人経営体の自家漁業のみ	計	227	82	152	53	94	11	26
	15~19歳	1	-	-	-	-	-	-
	20~24	-	-	-	-	-	-	-
	25~29	-	-	-	-	1	-	-
	30~34	5	-	-	-	1	-	-
	35~39	5	1	4	3	3	-	1
	40~44	6	3	6	1	1	-	1
	45~49	3	5	6	1	1	-	-
	50~54	5	7	9	-	8	-	-
	55~59	8	3	5	-	6	-	-
	60~64	14	7	11	3	15	-	2
	65~69	23	13	19	10	18	1	4
	70~74	46	18	41	14	21	5	7
	75歳以上	111	25	51	21	19	5	11
団体経営体の責任のある者	計	28	3	7	1	48	-	1
	15~19歳	-	-	-	-	-	-	-
	20~24	-	-	-	-	-	-	-
	25~29	-	-	-	-	-	-	-
	30~34	2	-	-	-	-	-	-
	35~39	3	-	-	-	2	-	-
	40~44	2	-	-	1	4	-	-
	45~49	3	1	2	-	6	-	-
	50~54	1	-	3	-	6	-	-
	55~59	-	-	1	-	10	-	-
	60~64	1	-	-	-	7	-	1
	65~69	6	-	-	-	6	-	-
	70~74	3	2	-	-	4	-	-
	75歳以上	7	-	1	-	3	-	-
漁業雇われ	計	150	101	85	8	153	-	9
	15~19歳	4	3	1	-	1	-	-
	20~24	12	14	5	-	4	-	1
	25~29	10	16	5	-	13	-	-
	30~34	19	8	9	-	14	-	-
	35~39	21	5	14	3	25	-	3
	40~44	12	13	14	3	30	-	1
	45~49	8	5	3	1	19	-	3
	50~54	8	5	14	1	14	-	1
	55~59	15	10	3	-	14	-	-
	60~64	7	5	5	-	13	-	-
	65~69	19	11	4	-	3	-	-
	70~74	7	4	4	-	3	-	-
	75歳以上	8	2	4	-	-	-	-

## (4) 自家漁業のみ・漁業雇われ別・年齢階層別・市町村別漁業就業者数

区分	市町村						単位：人	
		海土町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	計	全国	日本海西区
計	78	171	45	419	1,952	121,389	7,217	
個人経営体の自家漁業のみ	計	61	79	41	204	1,030	68,460	3,678
	15~19歳	-	-	-	-	1	137	5
	20~24	-	-	-	-	-	628	13
	25~29	1	-	-	1	3	1,139	28
	30~34	2	-	1	2	11	1,640	60
	35~39	2	2	-	3	24	2,419	100
	40~44	1	3	1	3	26	3,111	131
	45~49	3	1	2	6	28	4,026	167
	50~54	3	4	1	7	44	5,144	199
	55~59	3	4	4	7	40	6,122	197
	60~64	6	-	3	13	74	7,649	343
	65~69	12	18	5	41	164	9,221	558
	70~74	9	20	7	49	237	11,393	727
	75歳以上	19	27	17	72	378	15,831	1,150
団体経営体の責任のある者	計	1	6	-	26	121	8,056	450
	15~19歳	-	-	-	-	-	16	-
	20~24	-	-	-	-	-	102	5
	25~29	-	-	-	-	-	190	9
	30~34	-	-	-	1	3	327	17
	35~39	-	1	-	1	7	592	28
	40~44	-	1	-	2	10	748	49
	45~49	1	1	-	3	17	839	59
	50~54	-	-	-	1	11	1,010	44
	55~59	-	1	-	5	17	1,062	65
	60~64	-	-	-	4	13	1,065	70
	65~69	-	1	-	6	19	903	45
	70~74	-	1	-	3	13	672	38
	75歳以上	-	-	-	-	11	530	21
漁業雇われ	計	16	86	4	189	801	44,873	3,089
	15~19歳	-	-	-	4	13	571	46
	20~24	1	6	-	12	55	2,557	259
	25~29	2	12	1	16	75	3,367	259
	30~34	-	9	-	25	84	3,636	276
	35~39	3	12	1	31	118	4,346	382
	40~44	5	13	-	27	118	4,571	378
	45~49	-	11	1	28	79	4,055	258
	50~54	3	7	-	14	67	4,302	261
	55~59	-	3	-	16	61	4,014	258
	60~64	1	4	-	5	40	4,475	278
	65~69	-	5	-	10	52	3,955	233
	70~74	1	2	-	1	22	3,327	126
	75歳以上	-	2	1	-	17	1,697	75

## (5) 年齢階層別・男女別・市町村別漁業就業者数

単位：人

区分	市町村	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市
男女計	計	405	186	244	62	295	11	36
	15~19歳	5	3	1	-	1	-	-
	20~24	12	14	5	-	4	-	1
	25~29	10	16	5	-	14	-	-
	30~34	26	8	9	-	15	-	-
	35~39	29	6	18	6	30	-	4
	40~44	20	16	20	5	35	-	2
	45~49	14	11	11	2	26	-	3
	50~54	14	12	26	1	28	-	1
	55~59	23	13	9	-	30	-	-
	60~64	22	12	16	3	35	-	3
	65~69	48	24	23	10	27	1	4
	70~74	56	24	45	14	28	5	7
	75歳以上	126	27	56	21	22	5	11
男	計	397	186	234	60	295	10	36
	15~19歳	5	3	1	-	1	-	-
	20~24	12	14	5	-	4	-	1
	25~29	10	16	5	-	14	-	-
	30~34	25	8	9	-	15	-	-
	35~39	29	6	17	6	30	-	4
	40~44	20	16	20	4	35	-	2
	45~49	14	11	11	2	26	-	3
	50~54	14	12	26	1	28	-	1
	55~59	22	13	8	-	30	-	-
	60~64	22	12	16	2	35	-	3
	65~69	47	24	22	10	27	1	4
	70~74	54	24	40	14	28	5	7
	75歳以上	123	27	54	21	22	4	11
女	計	8	-	10	2	-	1	-
	15~19歳	-	-	-	-	-	-	-
	20~24	-	-	-	-	-	-	-
	25~29	-	-	-	-	-	-	-
	30~34	1	-	-	-	-	-	-
	35~39	-	-	1	-	-	-	-
	40~44	-	-	-	1	-	-	-
	45~49	-	-	-	-	-	-	-
	50~54	-	-	-	-	-	-	-
	55~59	1	-	1	-	-	-	-
	60~64	-	-	-	1	-	-	-
	65~69	1	-	1	-	-	-	-
	70~74	2	-	5	-	-	-	-
	75歳以上	3	-	2	-	-	1	-

## (5) 年齢階層別・男女別・市町村別漁業就業者数

単位：人

区分	市町村	海土町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	計	全国	日本海西区
男女計	計	78	171	45	419	1,952	121,389	7,217
	15～19歳	-	-	-	4	14	724	51
	20～24	1	6	-	12	55	3,287	277
	25～29	3	12	1	17	78	4,696	296
	30～34	2	9	1	28	98	5,603	353
	35～39	5	15	1	35	149	7,357	510
	40～44	6	17	1	32	154	8,430	558
	45～49	4	13	3	37	124	8,920	484
	50～54	6	11	1	22	122	10,456	504
	55～59	3	8	4	28	118	11,198	520
	60～64	7	4	3	22	127	13,189	691
	65～69	12	24	5	57	235	14,079	836
	70～74	10	23	7	53	272	15,392	891
	75歳以上	19	29	18	72	406	18,058	1,246
男	計	75	166	43	413	1,915	109,757	6,966
	15～19歳	-	-	-	4	14	706	51
	20～24	1	6	-	12	55	3,209	275
	25～29	2	12	1	17	77	4,552	290
	30～34	2	9	1	28	97	5,378	347
	35～39	5	15	1	34	147	6,949	503
	40～44	6	17	1	32	153	7,920	549
	45～49	4	13	2	37	123	8,129	477
	50～54	5	11	1	21	120	9,458	484
	55～59	3	8	4	28	116	9,924	497
	60～64	7	4	3	22	126	11,599	665
	65～69	11	21	5	56	228	12,306	801
	70～74	10	22	7	52	263	13,486	838
	75歳以上	19	28	17	70	396	16,141	1,189
女	計	3	5	2	6	37	11,632	251
	15～19歳	-	-	-	-	-	18	-
	20～24	-	-	-	-	-	78	2
	25～29	1	-	-	-	1	144	6
	30～34	-	-	-	-	1	225	6
	35～39	-	-	-	1	2	408	7
	40～44	-	-	-	-	1	510	9
	45～49	-	-	1	-	1	791	7
	50～54	1	-	-	1	2	998	20
	55～59	-	-	-	-	2	1,274	23
	60～64	-	-	-	-	1	1,590	26
	65～69	1	3	-	1	7	1,773	35
	70～74	-	1	-	1	9	1,906	53
	75歳以上	-	1	1	2	10	1,917	57

## (6) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別・市町村別隻数

区分	市町村	単位：隻						
		松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市
	計	384	114	208	85	214	13	33
	無動力漁船	5	1	1	2	-	1	-
	船外機付漁船	246	40	90	31	67	6	8
動力漁船	計	133	73	117	52	147	6	25
	1トン未満	4	6	8	8	4	2	-
	1～3トン	28	38	57	14	28	3	11
	3～5トン	62	7	42	28	66	1	11
	5～10トン	15	6	3	1	12	-	2
	10～20トン	18	6	6	1	37	-	1
	20～30トン	-	-	-	-	-	-	-
	30～50トン	-	-	-	-	-	-	-
	50～100トン	2	7	-	-	-	-	-
	100～150トン	2	3	1	-	-	-	-
	150～200トン	-	-	-	-	-	-	-
	200～350トン	2	-	-	-	-	-	-
	350～500トン	-	-	-	-	-	-	-
	500～1,000トン	-	-	-	-	-	-	-
	1,000～3,000トン	-	-	-	-	-	-	-
	3,000トン以上	-	-	-	-	-	-	-

## (6) 漁船隻数・動力漁船トン数規模別・市町村別隻数

区分	市町村							単位：隻	
		海土町	西ノ島町	知夫村	隠岐の島町	計	全国	日本海西区	
	計	106	120	64	319	1,660	109,284	5,793	
	無動力漁船	-	-	-	2	12	2,439	92	
	船外機付漁船	35	15	29	144	711	47,938	2,518	
動力漁船	計	71	105	35	173	937	58,907	3,183	
	1トン未満	16	4	7	18	77	4,017	277	
	1～3トン	25	47	13	43	307	14,578	1,015	
	3～5トン	7	17	10	45	296	22,402	926	
	5～10トン	21	15	5	22	102	10,356	424	
	10～20トン	2	19	-	39	129	6,779	406	
	20～30トン	-	-	-	-	-	42	4	
	30～50トン	-	-	-	1	1	65	13	
	50～100トン	-	-	-	-	9	136	53	
	100～150トン	-	-	-	-	6	116	34	
	150～200トン	-	1	-	1	2	133	13	
	200～350トン	-	2	-	4	8	84	16	
	350～500トン	-	-	-	-	-	180	1	
	500～1,000トン	-	-	-	-	-	13	1	
	1,000～3,000トン	-	-	-	-	-	4	-	
	3,000トン以上	-	-	-	-	-	2	-	

## (7) 専兼業別・市町村別個人経営体数

単位：経営体

市 町 村	計	専業	兼業	
			第1種兼業	第2種兼業
全国	61,388	33,921	13,572	13,895
日本海西区	3,861	1,765	770	1,326
島根県	1,119	565	219	335
松江市	264	145	45	74
浜田市	89	23	23	43
出雲市	149	69	42	38
益田市	54	34	6	14
大田市	137	60	39	38
安来市	10	2	1	7
江津市	27	11	5	11
海士町	60	29	16	15
西ノ島町	75	48	9	18
知夫村	42	24	8	10
隠岐の島町	212	120	25	67

## (8) 後継者の有無別・市町村別経営体数

単位：経営体

市 町 村	計	後継者 あり	後継者 なし
全国	61,388	10,358	51,030
日本海西区	3,861	365	3,496
島根県	1,119	76	1,043
松江市	264	16	248
浜田市	89	6	83
出雲市	149	10	139
益田市	54	1	53
大田市	137	20	117
安来市	10	1	9
江津市	27	2	25
海士町	60	7	53
西ノ島町	75	2	73
知夫村	42	2	40
隠岐の島町	212	9	203

## 用語等の解説

### (1) 漁業経営体調査

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。
漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類。具体的にはP43～46 統計表2(2)「営んだ漁業種類別漁業経営体数」の表側項目のとおり。）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。
出荷先	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収穫物を直接出荷した相手先をいう。 なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。
漁協の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。
漁協以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。
流通業者・加工業者	卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。 また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。
消費者に直接販売	自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。
その他	上記以外に出荷した場合が該当する。
漁業従事世帯員 (家族)	個人経営体の世帯員のうち調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。 なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及

	びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。 なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。
経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大きさに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。
機関長	団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。
養殖場長	団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。
その他	団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長（コック長）など海上作業における各部門における責任者をいう。 なお、役職についていない役員も含む。
陸上作業において責任のある者	管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
個人経営体の自家漁業のみ	漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業従事役員	前述の「漁業従事役員」と同じ。
漁業雇われ	漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
新規就業者	調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。
11月1日現在の海上作	満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。

業従事者	なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。
動力漁船	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関する必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 漁船を使用した養殖施設までの往復</li> <li>b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し</li> <li>c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業</li> </ul> <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業</li> <li>b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除</li> <li>c 池又は水槽の見回り</li> <li>d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</li> </ul>

	e 収穫物の取り上げ作業
漁業の陸上作業	<p>漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。</p> <p>ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）</p> <p>イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業</p> <p>ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ</p> <p>エ 悪天候時の出漁待機</p> <p>オ 餌の仕入れ及び調餌作業</p> <p>カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業</p> <p>キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業</p> <p>ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるもの有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。</p> <p>ケ 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）</p>
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。
第1種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	<p>水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。</p> <p>他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。</p> <p>なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。</p>
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得て

	いる事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。 なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。 なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。
その他	上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世代個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世代等個人経営	一世代個人経営及び二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
後継者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位として定めた地域区分をいう。 全国を9区分しており、それぞれの境界線については、大海区区分図（P70）のとおり。
漁獲・収穫した水産物の輸出	調査期日前1年間の自営漁業における漁獲物・収穫物のうち、海外仕入向けの出荷状況をいう。 「海外向けに出荷（輸出）している」は、以下のいずれかに該当する場合をいう。 ① 自ら漁獲・収穫した水産物を、海外の卸売業者、レストラン、スーパー等の小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合 ② 自ら漁獲・収穫した水産物を、輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売事業者等に出荷した場合（輸出を目的としては出荷していなかったが、出荷先において輸出されたことを確認している場合も含む。）
漁業共済	漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁

	<p>業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済</li> <li>・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済</li> <li>・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済</li> </ul> <p>なお、自営漁業に關係していれば、漁協や集団で加入している場合も含む。</p> <p>積立ぷらす</p> <p>積立ぷらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。</p>
--	---

## (2) 海面漁業地域調査

漁業地区	市区町村の区域内において、共通の漁業条件及び共同漁業権を中心とした地先漁業の利用等に係る社会経済活動の共通性に基づいて漁業が行われる地区をいう。
資源管理協定	漁業法（昭和24年法律第267号）に規定されている制度であり、国の「資源管理基本方針」又は「都道府県資源管理方針」に則し、漁業者が、水産資源ごと、漁業種類ごとに自主的な資源管理措置を定めたものをいう。
資源管理計画	国や都道府県が、資源管理のあり方の基本方針として定めた「資源管理指針」に則し、漁業者が、水産資源ごと又は漁業種類ごとに自主的な資源管理措置を定めたものをいう。
漁場改善計画	持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条に基づき、漁協等が持続的な養殖生産の確保を図るために作成し、都道府県知事等の認定を受けた計画をいう。
その他	資源管理計画や漁場改善計画以外で、資源管理や漁場改善を目的とした漁協としての自主的な取組をいう。
漁業資源の管理	
漁獲(採捕・収穫)枠の設定	魚種別、漁業種類別に漁獲量を設定しているものをいう。
漁業資源の増殖	養殖の場合は、養殖施設の設置数を決めているものをいう。
その他	漁業資源の維持・増大のために、種苗（中間育成したものを含む。）の放流等を行っているものをいう。
漁場の保全・管理	
漁場の保全	藻場や干潟の造成、薬品等の不使用の取組を通じ、漁業資源の生育に適する状態に保つための措置をいう。
藻場・干潟の維持管理	藻場や干潟を維持管理するために行った活動をいう。
薬品等の不使用の取組	漁網防汚剤など、使用可能な薬品のうち、環境負荷が高いなどの理由で使わないことを取り決めている等の取組をいう。
	なお、合成洗剤不使用も取組も含む。

漁場の造成	漁場の価値向上を図る取組をいう。
漁場利用の決め	漁場利用に関する決めを行ったものをいう。
その他	上記以外で漁場の保全・管理を目的に実施しているものをいう。
漁獲の管理	
法制度による規制	漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件、漁業権行使規則などに基づく規則をいう。
漁法（養殖方法）の規制	特定の漁法（養殖方法）の禁止を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。 なお、養殖における養殖密度の規制はここに含む。
漁船の使用規制	使用漁船の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁具の使用規制	使用する漁具の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁期の規制	漁期（休漁日や禁漁日を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。
出漁日数、操業時間の規制	出漁日数や操業時間（操業開始時刻や終了時刻のみの設定を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁獲（採捕・収穫）サイズの規制	採捕・収穫又は出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。
漁獲量（採捕量・収穫量）の規制	年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁ろう体当たり漁獲量を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。 養殖の場合は、1経営体当たりの収穫量を定めているものをいう。
その他	上記以外で漁獲の管理を目的に実施しているものをいう。
会合・集会等の議題	
特定区画漁業権・共同漁業権の変更	特定区画漁業権（組合管理漁業権として漁協及び漁連に優先的に免許される区画漁業。「ひび建養殖業」、「藻類養殖業」、「垂下式養殖業（真珠養殖業を除く。）」、「小割式養殖業」、「第3種区画漁業たる貝類養殖業」）及び共同漁業権（共同漁業（一定の水面を共同に利用して営む漁業）を営む権利）の変更について議題とした場合をいう。
企業参入	地元地区において、企業が漁業・養殖業へ参入することについて議題とした場合をいう。
漁業権放棄	漁協が免許を受けている漁業権（定置漁業権、区画漁業権又は共同漁業権）の放棄（一部の区域に限る場合を含む。）について議題とした場合をいう。
漁業補償	漁業権放棄や漁業権の行使が一時的に不可能になった場合の漁業権等に対する補償（対価補償）について議題とした場合をいう。
地元地区の共用財産・共有施設の管理	地元地区の漁業者が共有している、漁港施設又は漁場の施設の管理について議題とした場合をいう。
自然環境の保全	藻場や干潟をはじめとする、地元地区の自然環境の保全について議題とした場合をいう。
地元地区の行事（祭り・イベント等）	地元地区において行われる祭り（漁協祭、水産祭、おさかな祭等）やイベント（消費者への直売会、地びき網体験、海開き等）の開催について議題とした場合をいう。

その他	上記以外について議題とした場合をいう。
漁業協同組合が関係する活動	<p>新規漁業就業者・後継者を確保する取組</p> <p>ゴミ（海岸・海上・海底）の清掃活動</p>
6次産業化への取組	漁協が主体となり、新たな漁業就業者や後継者を確保する取組を行っている場合をいう。
ブルーツーリズムの取組	海岸清掃（漂着したゴミだけではなく、観光客等が放置したゴミを回収するものも含む。）の活動や、漁業の操業中に漁網に混入したゴミや定置網に引っかかったゴミ等の回収・処分を漁協単位で組織的に実施する等の取組をいう。
水産に関する伝統的な祭り・文化・芸能の保存	農林漁業者等による自ら生産した農林水産物の加工、消費者への直接販売、漁家民宿・漁家レストランでの提供等の取組をいう。
各種イベントの開催	漁協が主体となり、ブルーツーリズム（漁村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動）に取り組み、都市住民等を受け入れている場合をいう。 なお、余暇活動の受け入れを目的とした取組であれば、滞在期間は問わない。
漁業体験	古くから伝わる海や漁業にまつわる祭（水神祭、海神祭等）、文化（食文化、古来からの漁法等）、芸能（豊漁の神楽舞等）の保存活動をいう。
魚食普及活動	上記以外で、活性化を目的とする各種イベントの開催をいう。
水産物直売所	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。

### (3) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	内水面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海は除く。以下同じ。）において営む漁業のことをいう。
内水面漁業経営体	共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」という。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、調査期日前1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所のことをいう。 なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を

	行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいう。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	(1)漁業経営体調査の「個人経営体」に同じ。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	(1)漁業経営体調査の「会社」に同じ。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁協及び漁連をいう。
漁業生産組合	(1)漁業経営体調査の「漁業生産組合」に同じ。
共同経営	(1)漁業経営体調査の「共同経営」に同じ。
その他	(1)漁業経営体調査の「その他」に同じ。
個人経営体の専兼業分類	(1)漁業経営体調査の「個人経営体の専兼業分類」に同じ。
漁業種類	湖沼漁業経営体が行った以下の漁業種類（11種類）をいう。 ①網漁業（5種類）：底びき網・船びき網、刺網、定置網、投網、 その他の網漁業 ②その他の漁業（4種類）：釣・はえ縄、採貝・採藻、籠類、 その他の漁業 ③養殖業（2種類）：魚類養殖、他の養殖
主とする漁業種類	調査期日前1年間に行った全ての漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ漁業種類	調査期日前1年間に行った全ての漁業種類をいう。
養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（18種類）をいう。 ①食用（11種類）：にじます、他のさけ・ます類、あゆ、こい、 ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種（にじます、 他のさけ・ます類、その他）、その他 ②種苗用（4種類）：さけ・ます類、あゆ、こい、その他 ③観賞用（2種類）：錦ごい、その他 ④真珠（1種類）：真珠
主とする養殖種類	調査期日前1年間に行った全ての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。
営んだ養殖種類	調査期日前1年間に行った全ての養殖種類をいう。
湖沼漁業の湖上作業	湖沼漁業において湖上等で行う以下の作業をいう。 ①船漁業では、漁船の航行、漁ろう等の作業。 ②定置網漁業では、網の張り立て、取り替え、漁船の航行、漁ろう、その他湖上における全ての作業及び岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）。

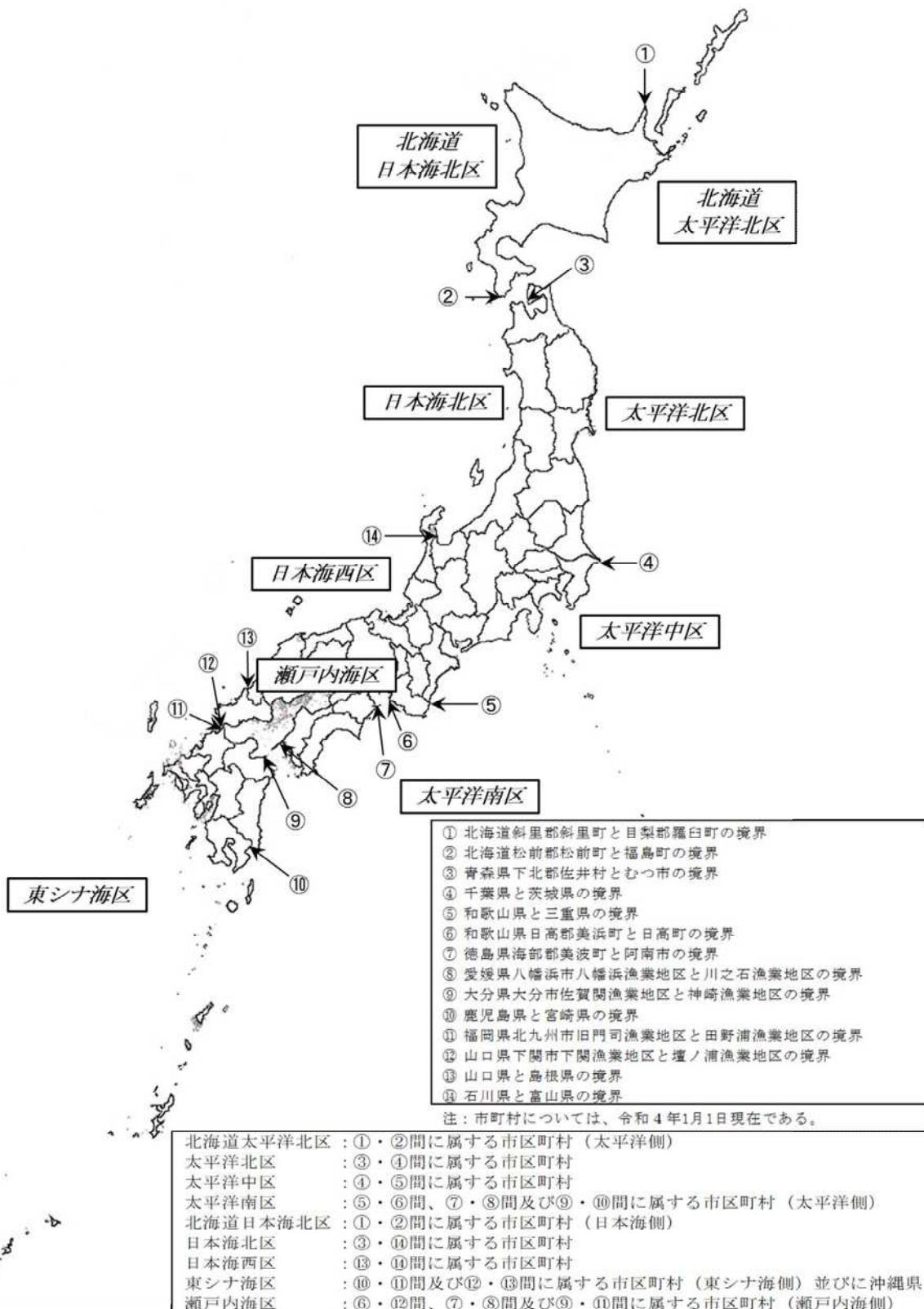
	<p>③地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、その他湖上における全ての漁ろう作業及び陸上の引き子の作業。</p> <p>④船を使用しない採貝・採藻、潜水して貝等を探る作業。</p> <p>⑤養殖業では、養殖場への往復、いかだやいいけす等の養殖施設の張り立て及び取り外し、採苗、養殖場の見回り、収穫物の採取等湖上における全ての作業（真珠養殖の施術作業、貝掃除作業、貝のむき身作業のみに従事する場合を除く。）。</p>
湖沼漁業の湖上作業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず調査期日前1年間に湖沼漁業の湖上作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）。
養殖業従事者	満15歳以上で、日数にかかわらず調査期日前1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。
新規就業者	個人経営体のうち、調査期日前1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかつたが漁業が主となった者のいづれかに該当する者をいう。
保有漁船	調査期日前1年間に使用した漁船のうち、調査日現在で漁業経営体が管理運営している漁船をいう（他から借りている漁船は含め、他に貸している漁船は含まない。）。
無動力漁船	(1)漁業経営体調査の「無動力漁船」に同じ。
船外機付漁船	(1)漁業経営体調査の「船外機付漁船」に同じ。
動力漁船	(1)漁業経営体調査の「動力漁船」に同じ。
後継者	(1)漁業経営体調査の「後継者」に同じ。
養殖池数	養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池やろ過池等は含まない。）の数をいう。 なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。）。 また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。
養殖面積	養殖池の面積をいう。 なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。

漁獲物の販売金額	調査期日前1年間に湖沼漁業の漁獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。なお、湖沼における養殖の収穫物を含む。
収穫物の販売金額	調査期日前1年間に内水面養殖業の収穫物を販売した合計金額（消費税を含む。）をいう。
<b>(4) 魚市場調査</b>	
魚市場	調査期日前1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
碎氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィレマシン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	機器類を衛生的に洗浄するためのオゾン水製造器など上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。
水産物卸売業者	水産物を出荷者から販売委託又は買い受けて卸売りする業務を行った業者をいう。
水産物買受人	水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。
产地出荷業者	水産物卸売業者から水産物を買い受けて、他の卸売市場へ出荷する業者をいう。
加工業者	水産物卸売業者から買い受けた水産物を原料として、加工品を生産する業者をいう。
その他	上記以外の水産物買受人をいう。
<b>(5) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査</b>	
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機7.5kW（10馬力）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。 なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含まない。
水産加工場	販売を目的として調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められ

	るものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
事業所の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	(1)漁業経営体調査の経営組織「会社」に同じ。
漁協、漁連、生産組合	水協法第2条に規定する漁協、漁連及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水協法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」または「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
常時従業者	以下の①～④のいずれかに該当する者をいう。 ①個人事業主及び無給の家族従業者 ②有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の者） ③雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている者） ④出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
うち、雇用者	常時従業者のうち雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている者）に該当する者をいう。
その他	常時従業者以外の従業者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者、日々雇用されている者等をいう。

## 大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海峡、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。



問い合わせ先

島根県 政策企画局 統計調査課 産業統計係

電話（0852）22-5073

この統計調査結果は、「しまね統計情報データベース」で御覧いただけます。

「しまね統計情報データベース」 <https://pref.shimane-toukei.jp>

全国の統計調査結果は、農林水産省ホームページの統計情報に掲載されている  
分野別分類「水産業」で御覧いただけます。

「農林水産省ホームページ」<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyocen/#y>